慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	公職追放令の終結と追放解除(一) : 一九四七年 ~ 一九五二年
Sub Title	The Termination of the Purge Policy and De-purge, 1947-1952
Author	増田, 弘(Masuda, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.11 (1997. 11) ,p.75- 127
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19971128-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公職追放令の終結と追放解除（一）

――一九四七年～一九五二年――

増田　弘

はじめに
第一章　公職追放政策転換への始動――一九四七～四八年
1　マッカーサーと民政局（GS）
2　ケナンと国務省・政策企画室（PPS）
3　ドレイパーと陸軍省・民事部（CAD）
4　カーンとアメリカ対日協議会（ACJ）
……（以上本号）
第二章　公職追放令の終結過程――一九四八年
1　ケナン＝ドレイパー・ミッションの来日
2　GHQの追放終結決定と審査・訴願両委員会の廃止
3　NSC一三／二の承認
4　ケーディスの帰国　……（七十一巻二号）
第三章　追放解除政策の実施過程――一九四九～五二年
1　マッカーサーの抵抗とNSC一三／三の承認
2　第二次公職資格訴願委員会の設置と停滞
3　朝鮮戦争の勃発と追放解除政策の転換
4　マッカーサー解任と追放解除の進展
おわりに　……（七十一巻三号）

はじめに

日本の非軍事化・民主化を目標としたアメリカの対日占領政策は、広く知られるとおり、一九四八年から四九年にかけて日本の経済的自立化へと大きく転換した。つまり、世界的冷戦の進展状況を受けて、ポツダム精神に則った日本の非武装化・弱体化の方針が、今度は日本を同盟国化し、「アジアの工場」の機能を備えた「反共防波堤」として再構築する方針へと移行したのである。このいわゆる〝逆コース〟は、必然的に占領行政の様々な領域に影響を及ぼすに至った。公職追放政策もその例外ではなかった。

元来「公職追放」、通称「パージ」、正式には「好ましからざる人物の公職からの除去及び排除」（Removal and Exclusion of Undesirable Personnel from Public Office）は、新憲法の制定、財閥解体、農地改革等とともに日本を非軍事化・民主化するための目的であると同時に、これらすべての目的達成のための手段としても威力を発揮した。いわばパージは、日本を戦争へと導いた憎悪すべき軍国主義者・全体主義者・超国家主義者を各界からことごとく駆逐し、日本の指導層を平和的かつ民主的な新しい世代へと代替わりさせる〝促進剤〟であったばかりでなく、鳩山一郎や石橋湛山の追放事例に具現化されたとおり、当面の占領行政に抵抗する者を容赦なく切り捨てる〝刃物〟でもあった。

こうして一九四五年から四八年に至る期間に、旧陸海軍将校を中心として、政治家、官僚、経済人、言論人、教育者など総計二一万人余が公職追放となった。[1] 追放当事者の家族や親族、また追放を恐れて事前に辞職した者を含めれば、一〇〇万人以上もの追放者を出したに等しい。まさしくパージは日本人全体を震撼させ、占領軍の権威を高める効果をもたらしたのである。

ところが前記のとおり、一九四七年から四八年にかけて米ソ冷戦ムードが世界的に浸透し、アジア地域でも中

国の共産主義化が必至の情勢となると、ワシントンでは対日占領政策の修正論が台頭していった。国務省政策企画室（ＰＰＳ）室長のケナン（George F. Kennan）、陸軍次官のドレイパー（William H. Draper, Jr.）、「対日協議会」（ＡＣＪ）を主宰したニューズウィーク社（News Week）極東部長のカーン（Harry Kern）らがその推進役を果たした。彼らは、対日懲罰の「ポツダム精神」と「米ソ協調」に基づく従来の対日占領方針がもはや非現実的であり、むしろ冷戦時代に適合する対日政策、すなわち「対ソ封じ込め政策」の下での対日同盟化・経済的自立化政策へと軌道修正することを提唱した。この観点からすれば、パージ政策の全般的終結、とりわけ経済パージ政策は直ちに中止されるべきであり、ひいては日本の再軍備化のために有用な旧陸海軍将校の追放解除へと導かねばならなかった。結局ケナン、ドレイパー、カーンらの努力は、一九四八年一〇月に国家安全保障会議（ＮＳＣ）のＮＳＣ一三／二文書へと結実し、アメリカ政府の総意とすることに成功したのである。

しかし彼らにとって頭痛の種が東京の連合国最高司令官（ＳＣＡＰ）、すなわちマッカーサー（Douglas MacArthur）元帥であった。絶対的権威者として君臨したマッカーサーと総司令部（ＧＨＱ）は、本国政府からすれば、単なる占領地域の管轄部隊であり、本来の責務とはワシントンの命令を実施する一機関にすぎなかった。にもかかわらず、ワシントンが占領政策の決定のみならず実施に際しても、東京の総司令部に過大なほど配慮したのは、マッカーサーという、一時大統領候補に擬せられるほどのカリスマ性を備えた個性が存在していたからにほかならない。そしてワシントンはこのマッカーサーの言動に翻弄され、苦渋を余儀なくされる。追放政策の終結過程および追放解除の実施過程でも、この事実が色濃く反映する。つまり、マッカーサーと追放政策の実施機関である民政局（ＧＳ）は、占領初期以来の日本改造への意欲から追放政策の完遂を熱望し、本国政府の一方的な追放終結と追放解除の方針に終始抵抗を繰り返したのである。結局マッカーサーが朝鮮戦争さ中にその地位を解任されるまで、ワシントンと東京の間で追放問題をめぐる外交的軋轢が生じることになった。

さて本稿は、五十嵐武士、ションバーガー両教授の先行研究[2]を踏まえながら、いまだ解明されていない「公職追放令の終結過程と追放解除過程」を研究対象とする。すなわち、一九四七年一月四日の第二次公職追放令の公布・施行から一九五二年四月二八日の公職追放解除の完了に至る過程を明らかにする。この五年余の過程は、第一に公職追放令終結への始動段階、第二に公職追放令終結の完了段階、第三に公職追放解除をめぐる攻防段階、そして第四に公職追放解除の遂行段階に分けることができる。

そこで第一章では、一九四七年における第二次公職追放令の実施状況をマッカーサーとＧＳの観点から明らかにし、同年秋から翌四八年初頭にかけて、アメリカ政府が公職追放令の終結を模索し決定する過程を、①ケナンを中心とする国務省とＰＰＳ、②ドレイパーを中心とする陸軍省と民事部（ＣＡＤ）、③対日ロビー活動に暗躍したカーンを中心とするＡＣＪから各々考察する。第二章では、一九四八年春、ケナン＝ドレイパー・ミッションの来日を契機として公職追放令の終結が宣言され、次いで同年秋のＮＳＣ一三／二文書により公職追放政策の緩和が決定される経緯、またそれに対するマッカーサーおよびＧＳ側と日本政府側の対応をそれぞれ考察し、ＧＳ次長で改革の旗手ケーディス（Charles L. Kades）大佐が退場するまでの経過を明らかにする。そして第三章では、一九四九年以降、国務省、国防総省（陸軍省を含む）、統合参謀本部（ＪＣＳ）が旧日本陸海軍将校を含むすべての追放解除を推進しようとするのに対して、マッカーサー側が抵抗する過程、また第二次公職資格訴願委員会がその狭間で揺れ動く状況を論考する。しかし一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発が追放解除を促し、とくに翌五一年春のマッカーサー解任以後、追放解除が急展開していき、対日平和条約が発効する一九五二年四月に追放解除が完了するまでの過程を明らかにする。

小論はすでに上梓した公職追放令の形成過程、実施過程に関する研究成果[3]と一体化しており、公職追放の全容解明を期す完結篇ともいうべきものである。論文執筆に際しては、その多くを米国国立公文書館（National Ar-

chives in College Park; NAII）所蔵の一次資料に依存した。[4] また、ここ一五年ほどの間に日米両国の多くの関係者から得た貴重な証言を参考とした。[5] 公職追放研究は、占領史研究全般からすれば依然未開拓の分野であり、その意味で、本稿が遅延しているパージ研究の本格的離陸への一助となれば幸いである。

（1） 公職追放指令の付属書A号には、追放該当者として、A項―戦争犯罪人、B項―陸海軍の職業軍人、C項―超国家主義的団体の有力分子、D項―大政翼賛会などの有力分子、E項―日本の膨張に関わる海外金融機関、F項―占領地の行政長官、G項―その他の軍国主義者、と定められていた。分野別では、軍人一六万七千（七九・六％）、官僚一八〇〇（〇・九％）、政治家三万五千（一六・五％）、超国家主義者三千五〇〇（一・六％）、経済人一九〇〇（〇・九％）、言論人一二〇〇（〇・五％）、計約二一万人である。出所―総理府統計局及び木下半治 Purge Policy and After「追放政策とその後」（日本太平洋問題調査会刊　一九五四年）三三―三五頁所収の付表。

（2） 五十嵐武士著『対日講和と冷戦』（東京大学出版会　一九八六年刊）。Howard B. Schonberger, *AFTERMATH OF WAR*: Americans and the Remaking of Japan, 1945-1952, The Kent State University Press, Kent, Ohio, and London, England, 1989. この翻訳書が、ハワード・B・ショーンバーガー著（宮崎章訳）『占領１９４５～１９５２』（時事通信社　一九九四年刊）。

（3） 拙稿「公職追放令（SCAPIN-550・548）の形成過程」（日本国際政治学会編『日本占領の多角的研究』有斐閣　一九八七年刊）、拙著『石橋湛山――占領政策への抵抗』（草思社　一九八八年刊）、拙稿「公職追放の衝撃――公職適否審査委員会を中心として」（中村政則ほか編『戦後日本・占領と戦後改革②占領と改革』岩波書店　一九九五年刊）、拙著『公職追放――三大政治パージの研究』（東京大学出版会　一九九六年刊）など参照。

（4） 主な資料は、一九九六年九月五～七日、一〇月一四～一八日、一二月一〇～一四日、九七年二月六～八日、二四～三月一日にかけて収集した以下の文書である。①ＳＣＡＰ・ＧＳパージ関係文書、RG331（Allied Operational & Occupation Headquarter, World War II) SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS, Government Section Administrative Division, Purge Miscellaneous File 1945-1951（NND-775012）、Box No. 2056-2064。②国務省ＰＰＳ文書、RG59 General Records of the Department of State, Records of the Policy Plann-

ing Staff 1947-1953（NND-760154）。③同省極東局文書、RG59 Decimal File 1945-1949（NND-760050）, Box No. 3817-3822。④陸軍省ＣＡＤ文書、RG165 Records of the War Department General and Special Staffs, Civil Affairs Division General Records Security Classified General Correspondence, 1943-July 1949（NND-760183）, Box No. 248, 408, 409。⑤ＪＣＳ日本関係文書、RG218 Geographic File〈Japan〉1946-1949（NND-94301）である。それ以外には、プリンストン大学マッド図書館（The Seeley G. Mudd Manuscript Library, Princeton University）所蔵のダレス文書、同志社大学アメリカ研究所所蔵のＮＳＣ日本関係文書である。

（5）主な証言者は、アメリカ側では故チャールズ・ケーディス、故ジャック・ネーピア、故フランク・リゾー、ハンス・ベアワルド、故ハリー・カーン、日本側では故太田剛、故加藤万寿男、故山田久就、故橋本徹馬、須之部量三、渡辺忠雄の各氏である。

第一章　公職追放政策転換への始動――一九四七～四八年

1　マッカーサーと民政局（ＧＳ）

一九四七年一月四日、公職追放は第二段階を迎えた。同日、拡大公職追放令（いわゆる第二次公職追放令）、正確には「昭和二二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二一年勅令第一〇九号の全部改正）」が公布・施行されたのである。(1) これまでの公職追放、すなわち、前年一月四日のＳＣＡＰ指令（ＳＣＡＰＩＮ五四八、五五〇）に端を発する第一次公職追放令が、旧軍部と中央の政界・官界関係者の追放を主たる対象としたのに対して、今回の場合、中央レベルで残されていた経済界、言論界へと拡大されると同時に、都道府県から市町村に至る地方レベルの関係者をも対象としており、公職追放の完結を期すものであった。

この間、追放該当者を選別する公職審査委員会は、第一次委員会（いわゆる楢橋委員会）から第二次委員会

（いわゆる美濃部委員会）へと交替していたが、今回の第二次公職追放令の公布に伴って、第三次委員会ともいうべき中央公職適否審査委員会が同じく一九四七年一月四日に発足した。中央委員会は従来どおり総理官邸内に置かれ、吉田茂首相所管の下に九名の審査委員によって構成され、公職審査事務が継続された。[2] また二月中旬には、四六都道府県の公職適否審査委員会と、人口五万以上の一一八の市公職適否審査委員会も発足し、公職審査が全国的に実施されていった。

ただし日本側にすべて公職追放の決定権があったわけではない。逐一ＧＨＱ側の承認、実質的にはＧＳの「公職資格審査課」（Public Service Qualifications Division　ＰＳＱＤ、ただし名称に変遷がある）の承認を必要とした。しかも高度に政治化した追放事例では、ＧＳ局長のホイットニー（Courtney Whitney）准将や同次長のケーディス大佐が深く関与し、ときには日本側に圧力を加えて審査委員会の決定を覆すことも辞さなかった。要するに、パージ決定過程は二重構造となっており、このような複雑な仕組みは、多分に占領行政が日本政府を介した間接統治を建て前としたためであった。

さて第二次公職追放の開始から二か月半を経た三月一七日、マッカーサーは外国人記者団との会見で、「今や日本と講和すべきときが来た」と言明した。この発言は、ワシントンとの事前協議もない突発的なものとされたが、マッカーサーからすれば、以前の発言の繰り返しにすぎなかった。たとえば二月二〇日、彼は陸軍省に長文の書簡を送り、「日本は現在すでに民主的な統治形式によって治められており、国民はその実体を吸収しつつある」と指摘し、「歴史は軍事占領というものが最大限にみても一定期間以上は効果を上げ得ぬことをハッキリと教えている」と強調していた。また同月二四日に内務長官グルーグと二人の議員が来日した折にも、対日講和条約の実現について触れていた。[3]

他面、マッカーサーの早期講和論は、大統領選挙出馬問題と無関係ではなかった。彼は次期大統領の共和党候

補に選出され、大統領に当選することを想い描いていた。[4] その場合、日本占領の輝かしい成果こそが彼の最大の武器であり、講和会議を成功裏に終幕させれば、一層彼の存在感をアメリカ国民の間に際立たせることは間違いなかった。彼は明らかにそこに標準を合わせていた。

ただし東西冷戦の開始を告げる「トルーマン宣言」が発せられてわずか五日後の発言というタイミングが問題であった。「対ソ封じ込め」というイデオロギーおよびパワー・ポリティクス両面での新政策がワシントンから提起されたとすれば、占領地の一行政長官として事態の推移を見守るべきであったろう。しかもトルーマン大統領が再選を期していた以上、なおさら慎重な対応が求められた。マッカーサーが敢えてそうしなかったこと自体、彼の東京滞在が長すぎてワシントンの動向に無神経となっていたか、あるいは大統領選挙を念頭に置いた上での計算された発言と受け止められても致し方なかった。こうしてマッカーサー発言は、東京（ＳＣＡＰ）と本国政府、とくに陸軍省、国務省との対立の起点となったのである。

では彼の早期講和論は、どのようにパージ問題と関連していたのか。それは必ずしも明確ではない。彼の念頭にパージ問題があったとしても漠然としたものであったろう。つまり、公職追放政策は日本の非軍事化・民主化の一環として順調に実施されており、拡大追放令も日本政府によって公布・施行されたため、近い将来パージ計画は成功裏に完了しよう、といった楽観的見通しに依拠していたと思われる。ともかく、この講和促進論がワシントンの国務省ばかりでなく、ＧＨＱ内部でパージ政策を管轄するＧＳにも、様々な影響を及ぼすことになる。前者については本章2および3に譲り、まず後者のＧＳを中心とするパージ政策の実施状況を考察する。

ＧＳ内部で公職追放を担当したのは、ネーピア課長以下二〇余名の人員を擁する公職資格審査課（ＰＳＱＤ）であった。[5] 一九四七年一〇月一〇日付の「ＰＳＱＤの最重要プロジェクトないし機能」と題する報告書は、同課の日常的責務として以下のような一〇カ条を規定している。[6]

一、日本政府がＳＣＡＰＩＮ五五〇の意図通りにパージを実施しているか否かを監督する。
二、日本政府の担当部局（中央・地方の公職審査委員会、訴願委員会も含む）がパージ計画通りに責任を行使しているか否かを監督する。また担当部局の人事の資格審査を行う。
三、日本政府が行う調査表（questionnaire）の審査措置を個々に調査する。
四、追放計画に関与する日本政府機関の代表と折衝し、パージ政策の引き締めやパージに関する情報を交換する。
五、パージに関する情報を関係部局へ報告し、日本政府の上層部にまで伝達する。と同時に、ＳＣＡＰの各部局に助言し、また地方軍政部に伝達する。
六、ＧＳ局長のためにパージ研究を行い、パージ勧告用の報告を準備する。
七、ＳＣＡＰのために日本人個々の経歴と追放者記録を作成し、著名な政治関係者の報告を用意する。日本政府の統計記録を入手し、追放記録を検閲する。
八、日本政府のＳＣＡＰＩＮ五四八の措置を監督し、日本の関係部局と折衝して、責任の行使を確認する。
九、ＧＳ局長のために必要な研究を行い、ＳＣＡＰＩＮ―五四八の実施に関する勧告のための報告を準備する。好ましからざる組織のファイルと解散された組織の記録を保管する。
十、ＳＣＡＰＩＮ五四八に関する情報をＧＨＱの各部局へ伝達し、好ましからざる組織を調査し、解散を実施するために占領軍組織と折衝する。

要するにＰＳＱＤは、ＧＨＱ内部ではパージに関する情報を収集し分析するなどパージ調査を重ね、パージに関する諸結果をファイルし、ＧＳ局長がＳＣＡＰや日本政府に対して新たな勧告を発出できるよう補佐するとともに、それら決定や報告などの諸情報を関連部局や地方軍政部へ伝達する役割を担った。また日本政府など外部に対しては、公職追放令の実施状況を監督し、審査委員会や訴願委員会など関係機関の追放審査活動を個々にチ

エックし、日本側要人と絶えず接触して情報を収集し、パージ結果をファイルすることであった。

以上のような日常的業務は機械的に行われ、全体的には順調に推移した。四月から五月にかけて、Y項パージや石橋湛山パージが政治的論議を醸し出したものの、戦後二回目の総選挙が行われた春から夏の時期、日本側は新設された中央・地方の審査委員会を中心として、経済、地方、言論関係のパージ実施に積極的に取り組んでいた。したがって、PSQDはそれら日本側の審査状況を静観する姿勢を示していた。

ところが秋以降、GSとPSQDは主として三つの政治的難問に直面した。

まず第一は、先のマッカーサー声明に端を発した講和問題である。三月以後、国務省はこの発言を受けて講和会議開催に向けて関係諸国と協議に入り、七月一一日、一〇か国の極東委員会構成諸国へ招請状を発出した。そして八月一九日から平和会議が開催されるなど、対日講和の動きが本格化した。とすれば、この会議で公職追放の処理方法が検討されることは必至であった。そこでPSQDにその検討が委ねられ、ネーピア課長はこの重要課題を急遽ウィギンズ（Guy A. Wiggins）に与えた。彼は「パージ政策の修正」と題する草案（のち八月一二日付の正式報告書となる）をまとめ、ネーピアに提出した。(7)

その中で彼は、「平和条約予備会議の差し迫った状態」および「所期のパージ計画と目的が終焉しつつある事実」という二つの要素が、パージ指令の実施上の修正を必然としており、したがって、パージは来るべき平和会議の議題となることは避けられない、と述べた上で、会議の代表者たちは恐らく、パージ計画を根本的に修正するとの方針ではなく、日本政府が連合国軍の撤退後もパージ計画を遂行し続けることに関心を抱くであろうし、条約内にそのための条項を設けようとするだろう、との見通しを明らかにした。しかしウィギンズはそのような方針に反対した。いわく、「元来パージに同調していない日本政府は、与えられた命令を表面だけ装って、実際には命令を骨抜きにしてしまうことなど容易である」から、たとえそのような規定が設けられても追放計画が効

果的に継続されるとは限らない。むしろ「日本側に追放計画を維持することが日本の利益になると確信させること」が重要である、と彼は主張した。また平和条約が早く締結されればされるほど、現内閣がパージされた側から様々な圧力を受けることを理解すべきであり、そのためにも、野党からパージ政策の実施に不正があると言わせないことが肝要であり、それが現内閣の立場を強化するであろう、と説いた。

では具体的にどうすべきか。彼は、GSの承認を前提とした上で、日本政府にパージ計画の形成と実施の両面で責任をもたせるよう提案した。もしも現政府がそのような立場に置かれれば、現在の中央審査委員会とほぼ同様な「査問委員会」を設立するだろう。この委員会では、①戦争や全体主義や東条内閣などに反対した証拠がある追放該当者、②軍国主義的ナショナリズムや侵略を積極的に唱えた人物ではなく、単に一般的な意見を述べたにすぎない追放該当者、③占領軍と協力関係にあり、日本の民主化に望ましい影響を及ぼす地位に就任していた追放該当者、を審査する権限が与えられるべきである。以上が彼の結論であり、GS幹部に対する勧告であった。

要するにウィギンズ文書は、公職追放令と平和会議および対日講和条約との関連を模索したGHQ内部では最初のものであり、第二に、平和条約の法的規範により日本政府を拘束してパージ政策を続行させるよりも、むしろ現時点からGSの監督の下で日本政府にパージ政策の修正を決定させ、その方向へと誘導せしめる方が効果的であるとの現実主義的な方針を提示しており、第三に、日本政府に追放政策実施の権限移譲ばかりでなく、追放解除をも検討させる権限を与える点にまで踏み込んだ勧告であることが注目されよう。追放担当部門のPSQDが、たとえ下級課員の提案であったにせよ、追放政策の修正と日本政府への権限移譲を提起したこと自体、大きな意義をもっていた。

ただしこのような画期的見解は、PSQD内やGS首脳から承認されなかった。したがってウィギンズ案は棚上げされるが、皮肉にも、その後の事態はワシントンの圧力により、GSの追放政策はむしろ彼の勧告に近い線

で修正されていく。ともかくマッカーサー発言が、GSとPSQDをして、パージ政策を将来修正する可能性を認識させる契機となった点がきわめて重要であった。

第二の難問は、第二次追放令の実施が停滞したことである。その主原因は、新聞・雑誌、言論人・作家、放送・映画部門などを対象とする言論パージの審査が予想以上に時間を要し、日本政府の追放業務が進展しなくなったことである。[8] これは日本側ばかりか、GHQ内部で翻訳業務に当たる連合軍翻訳通訳部（ATIS）も同様であった。ATISは、「拡大追放令の言論追放関係の分量が膨大すぎて、とてもATISでは手に負えない。そこで翻訳の対象を最小限とし、言論パージの専門家を監督官に据えたい、また新たに六名を一九四七年九月二九日から六〇日間雇用したい」旨をG2を介してGSに要請している。[9] もう一つの原因は、SCAPIN五四八が規定する「解散すべき好ましからざる組織」の定義、つまり「秘密主義的、超国家主義的、テロ的結社」の具体的範囲や調査方法が難しかったことである。GHQの関係部局からの問い合わせに、PSQDもその統一解釈に苦慮する有り様であった。[10]

そのほか日本政府のみならずGHQにも弛緩的態度が表面化し、それが追放の実施を停滞させた遠因となった。しかも中央や地方で追放者や追放該当者が公然と政治活動を行うなど、公職追放令違反が頻発し、その対応も滞り始めた。[11] このような事態を憂慮したGSとPSQDは、次のような打開策を講じた。

一つは、日本政府内部に追放実施のための専門機関を新設させた。一〇月八日付のPSQD文書「SCAPIN五四八の実施」は、①司法省内にSCAPIN五四八の実施を担当する部署を設けさせる、②同様にSCAPIN五五〇の継続的実施を検察庁の一定の部署に担当させ、この部署に結社、組織等を調査する権限を与える、③日本政府のSCAPIN五四八・五五〇の行政を審査しチェックできる方法を取らせるよう強く勧告した。[12] この勧告に従い、片山内閣は一九四八年二月、司法省と内閣法制局を合体した新官庁「法務庁」を設置し、その下

に「特別審査局」（いわゆる特審局）を新設して、追放者と解散組織の監視に当たらせた。[13]

二つ目は、「仮指定」（provisional designation）を推進させた。仮指定とは、辞職などにより追放該当者と決定していない潜在的な追放該当者に対する措置であった。ＧＨＱは潜在的追放該当者が政治活動を行っている事態を重視し、一九四七年五月、日本政府に取り締まりを指示した結果、七月一日に勅令第一号の改定と仮指定の政令が発表された。ここに審査委員会は調査表なしで追放該当者を仮指定できることになったが、訴願審査との関連で必ずしも順調に進展しなかった。

そこでＰＳＱＤは日本政府に仮指定の実施計画を再検討するよう圧力を加えた。一〇月一〇日付の文書「日本政府の仮指定に関する計画」は、ＧＨＱが日本政府に対し、追放指令に該当する約二〇万人の仮指定を一一月三〇日までに実施するよう要求し、仮指定者からの反証が翌四八年一月三日までに提出されない場合、追放決定とするよう指示した。また、①日本政府は県レベルのＣ項ないしＤ項に該当する軍国主義的、超国家主義的組織の関係者や在郷軍人会支部長など一一～一三万人、Ｂ項に該当する旧陸海軍将校の約八万人、憲兵隊の約一万人を仮指定すること、②県知事に対する仮指定の規定の適用は技術的かつ実際上困難であるため、中央審査委員会よりも県審査委員会が調査を行い、仮指定を実施すること、③旧日本軍将校の仮指定の手続きは、当人宛通知ではなく官報掲載によるなどを決定した。[14] この結果、仮指定による追放業務が中央と地方で活性化し、翌年三月までに仮指定を受けた者は、総数二〇万四三〇四人、異議申し立て後に非該当となった者一万一六二人で、結局一九万三一四二人が追放該当となった。[15]

三つ目に、日本政府内の綱紀を引き締めた。具体的には、ＧＳが内務省・司法省など一連の政府人事に忠告し、人物の調査報告を義務づけた。[16] またケーディスが牧野英一中央審査委員会委員長らに対し、平野力三や林兵馬などのパージ案件に関して様々な醜聞があると忠告し、「もしもパージ政策が規定通りに行われないなら、日本政

府からその責任を取り上げ、SCAPが代行する以外にない、ただしその場合、パージ政策が一段と厳しくなることを想定せよ」と警告した。[17]

他方、GSは内部への対応策として、第八軍など日本各地に駐留する軍政部チームを追放の実施面に関与させようとした。GSは一〇月二四日にホイットニー局長名で「SCAPIN五四八・五五〇実施における軍政部の参加」と題する文書を地方軍政部に発信し、その中で、①SCAPIN五五〇（人物の追放）に関してGSと軍政部は以前から協力してきたので、SCAPIN五四八（組織の解散）に関しても同様協力していきたい、②地方の追放者にパージ命令違反が多い、③G2およびCISはSCAPIN五四八を実施する意思をもっていない、と述べ、追放実施の責任上、GSは軍政部チームとの緊密な提携を維持したい旨を要望した。[18]

以上のような様々な応急措置が取られたわけであるが、先のマッカーサー発言に端を発した将来への不透明性がGHQ全体を覆ったであろうし、パージも漠然ながらその終結が取りざたされたであろうから、必ずしもGSが望む効果を上げ得なかった。とくに第八軍司令官アイケルバーガー（Robert L. Eichelberger）中将は、G2やCISと同様、パージ政策の推進に懐疑的であり、のちにカーンらのACJに与するほどであるから、GSの期待通りに地方軍政部の積極的協力を得られなかった。

GSとPSQDが直面した第三の難問とは、旧陸海軍将校の追放保留（retention）問題であった。日本政府は第一復員局（旧陸軍省）、第二復員局（旧海軍省）のほか、大蔵省、厚生省などの諸省庁に多くの軍関係者を雇用していた。しかしパージを例外なく実施したいGSとしては、海外邦人の復員といった本来の業務が進展しつつある以上、早急にこれら軍人達を政府の官職から解任させ、追放該当者を処分する所存であった。実際三月二七日、GSのハッセイ（Alfred R. Hussey, Jr.）は第一復員局代表に対し、四月末までに同局に勤務する元将官クラスの者を一〇名に削減するよう伝えていた。[19] ところが日本政府やG2などは、それぞれの思惑から旧将校を現

状通りに保持することを望んだため、秋以降、以下のようにGSとの間に摩擦が生じることとなった。

まずGSはG2に対し、七月一九日、第一復員局に勤務する陸軍将校六三一名の保持を日本政府が嘆願しているので、各人の正当な雇用期間に関する勧告を要請した。これに対してG2は、九月四日、①目下第一復員局にいる旧将校のうち六〇名が審査されている、②そのうちの何名を現在の地位から排除すべきかについては、G2では十分な事実を証明できる情報を持っていない、③第一復員局幹部の削減は日本政府、第八軍、極東海軍司令部、G2、G3により急速に実施されつつあるが、一〇〇万以上の旧軍人や民間人の復員、またソ連からの帰還者もいるため、更なる削減は望ましくないとの合意がある、④したがって、上記の者をその勤務が不要となるまで現在の地位に保留すべきであるというのがG2とCISの見解である、とGSに回答した。[20] 要するに、解職を否定する見解であった。九月一九日と一〇月八日の各回答でもG2は、陸軍将校各三七一名、二〇〇名が政府勤務から除去されるべき証拠を発見できないと述べ、事実上、GSの要求を斥ける態度を示したのである。[21]

この間の八月、終連を介して第二復員局に勤務する海軍将校の追放保留が要請され、厚生省からも同様の要請がGSに寄せられた。[22] 九月には、米海軍司令部から海軍将校五名の保留が要請された。[23] これに対してPSQDのブレディ（John Brady）は、一〇月一〇日、第一復員局に非常勤職員として勤務している元陸軍中将の有末精三と蒲田清一が、きわめて好ましからざる人物として直ちに追放されるべき旨報告した。その理由として、有末は旧陸軍将校としてB項に該当するばかりでなく、三国同盟締結に影響を及ぼしたのでG項にも該当すること（戦犯として逮捕するには証拠が不十分）、また蒲田は最近公の席で米ソ関係について軽率な発言をした点を上げた。[24] またブレディは一七日、日本政府が非公式に特別研究制度の下で技術訓練を受けた陸海軍将校を追放令適用から除外してほしい旨PSQDに申し入れ、ホイットニーは親族に軍国主義者がいない者の除外を認めたこと、二〇日、賠償局（RS）次長のマイクルジョン（Meiklejohn）は、大蔵省内で賠償関係の業務に従事する一四二名の

陸海軍将校を一〇月末までに審査するよう助言された旨報告した。[25]

以上のように旧日本軍将校の政府勤務の継続は、追放処分の延期に等しく、したがってGSとしては彼らをその〝隠れ蓑〟的な地位から駆逐しようと図ったわけであるが、この問題は公職追放全般をめぐる内部対立につながるほどの大きな壁に直面した。

一〇月に入ると、G2やCISはGSのパージ政策に対して非協力的態度を露骨に示すようになった。そこで一六日、ネーピアがCISの作戦班長のホーマン（W. E. Homan）中佐を訪ね、その理由を質すと、ホーマンはSCAPIN五四八に基づく「好ましからざる組織」の調査を彼らの役割とは考えていない、上層部（つまりウィロビーG2部長）から指示された場合のみ調査を行うと答えた。またCISがGSの情報提供の要請に簡単に応じない点についてホーマンは、自分個人宛に要請されれば直ちに回答できるが、G2の情報は外部へ出す前に「評定」を受けなければならない旨を伝えた。ネーピアとしては、これは事実上CISからGS局長への情報提供が困難であるとの意味と理解せざるをえなかった。そこでネーピアは、上層部に対し、「スタッフ覚書」第一三項におけるGHQ部局の機能と役割について議論する必要がある旨報告した。[26]

このようなG2側の冷淡な態度は、旧日本軍将校の雇用問題に起因したというよりも、夏から秋に至る警察制度の改革をめぐるGSとG2との対立から発したといえる。しかも一一月には、G2に近い平野力三農相がGSと意思を通じる西尾末広官房長官により事実上解任される事件が起こったことで、双方の抗争は抜き差しならぬ状況となった。[27] したがって、G2はGSのパージ政策実施にとって不可欠な情報提供を拒否して対抗したのである。またGSが頼みとした第八軍の地方軍政部も、GSの思い通りに動く気配がなかった。

以上のようにGSは、一九四七年秋以降、マッカーサーの早期講和論の影響、第二次追放令の実施停滞、そして旧軍人の追放保留といった難問に直面し、その処理に苦慮することになった。

加えて、九月から一〇月にかけてドレイパー陸軍次官一行が来日した際、ドレイパーはマッカーサーに対して、今後日本の経済復興を主目的として現行の諸指令を改定するよう伝えた。もちろん日本経済の復興にとって、実業家の追放はマイナスであるとの解釈が示唆されたわけである。そこでマッカーサーは一二月二二日に陸軍省（ドレイパー陸軍次官）宛に書簡を送り、その中で、去る一〇日の日本政府の声明を踏襲し、今や様々な分野における公職審査がほぼ終了しつつあること、仮指定の手続きも言論人の場合を別として最終段階を迎えつつあること、パージの範囲および基準に関しては、超国家主義的、秘密愛国主義的組織を例外としてほとんど拡大はないこと、そしてパージ審査の開始から本年一二月七日までに、中央・地方の審査委員会で審査された件数は総計六六万三九八九件に達し、このうちパージ該当者は計六九六五名、仮指定者は現在の時点で計一五万八〇〇〇名となる、と報告した[28]。

このようにマッカーサーは、「パージは終焉を迎えつつある」とドレイパーに正式に言明したわけであるが、これはパージが依然未完成と認めるホイットニー、ケーディスらGS首脳にとって時期尚早の発言に等しかった。とはいえマッカーサーの言明である以上、これに逆らえなかった。先の諸問題に加えて、マッカーサーから追放完了の枠を定められたGSの立場は、一段と苦境に陥りざるをえなかった。

（1）自治大学校編『戦後自治史Ⅵ（公職追放）』（同　一九六四年刊）二四五―三〇九頁参照。

（2）審査委員会の活動については、前掲「公職追放の衝撃――公職審査委員会を中心として」を参照。なお第三次委員会の新委員長の人選は難航し、結局一月三一日に元外務事務次官の松島鹿夫が就任した。委員は産業界を代表する原安三郎、政界を代表する衆議院議長で吉田直系の樋貝詮三（自由党）、衆議院副議長の木村小左衛門（進歩党）、言論界を代表する岩淵辰雄、加藤万寿男、学界を代表する東京帝国大学教授の大河内一男、法曹界を代表する弁護士の庄野理一、海野晋吉となった。なお閣僚一名が追放業務を担当することになり、無任所大臣の金森徳次郎が一月三一

日に指名された（片山内閣では鈴木義男法務総裁となる）。また六月三〇日、松島委員長は病気を理由に退職し、代わって元東京帝大の刑法学教授であった牧野英一が就任、委員も樋貝、木村、庄野に代わり、官界出身の白銀朝則、労働界出身の三木治朗（参議院議員当選後に社会党の熊本虎蔵と交替）、元司法次官の谷村唯一郎が任命された。松島委員長の退職がＹ項パージ問題と無関係であったとはいい難い。また四月の総選挙で社会党が第一党となり、六月一日に片山内閣が成立したことも、委員長や委員の交替を促した要因であった。

(3) 信夫清三郎著『日本政治史Ⅱ』（剄草書房　一九六六年刊）五一七―五一九頁参照。

(4) 前掲書『占領１９４５～１９５２』第二章参照。

(5) 一九四八年一月七日の時点で同課は、Baerwald, Brady, Carson, Chick, Drivdahl, Earle, Gilbert, Grahamslaw, Jones, Kozlowski, McGandy, McGrath, Melvin, Mueller, Napier, Neff, Ogino, Schwetzer, Snow, Tsukahara, Tyson, Whitney, Jr., Wiggins の二三名で構成されている。――PUBLIC SERVICE QUAL. DIV. Buck Slip, 7 Jan. 48 in SCAP-PURGE FILE, NND-775002.

(6) PSQD (Public Service Qualifications Division) in GS, Most Important Projects or Functions of Public Service Qualifications Division, 10 Oct. 47, ibid.

(7) Guy A. Wiggins, PSQD in GS, Modifications of Purge Policy, no date; Guy A. Wiggins, GS, Modification of Purge Policy, 12 Aug. 47, ibid.

(8) Information Media, 13 Oct. 47; Tom Tsukahara, PSQD in GS, Information Media Purge, 14 Oct. 47; Tom Tsukahara, PSQD; Information Media Purge, 15 Oct. 47, ibid.

(9) C. W., GS to Commanding Officer ATIS thru: G2 Adm., Language personnel - Requset for Loan of, 24 Sep. 47, ibid.

(10) Jack P. Napier, PSQD, Chief in GS, SCAPIN 548, Implementation of, 14 Oct. 47; Y. Kawano, Approach to the investigation of secret, ultranationalistic and terroristic societies, 14 Oct. 47; Yoshiteru Kawano, GS, Conference with Home Ministry on the Enforcement of SCAPIN 548, 20 Oct. 47, ibid.

(11) John Brady, PSQD, Prosecution of Violation of Purge Ordinances, 15 Oct. 47; John Brady, PSQD, Prosecution of Violations of Purge Ordinances, 22 Oct. 47, ibid.

(12) PSQD in GS, Administration of SCAPIN 548, 8 Oct. 47, ibid.
(13) 前掲書『指導者追放』一一八―一二五頁参照。
(14) Japanese Government Plan regarding Provisional Designation, 10 Oct. 47, ibid.
(15) 前掲書『戦後自治史Ⅵ（公職追放）』三三八―三四〇頁参照。
(16) ＧＳが日向総理府長官を呼び、最近政府内の人事移動、たとえば内務省、司法省、終連部などが問題であり、再審査せよとの命令を出し、今後人事を行うときは、①名前、年齢、ポスト、経歴、著書などの情報をＧＳに提出するよう義務づけた。――GS, Approval of Officials Appointed within the Executive Branch of the Japanese Government, 31 Oct. 47, ibid.
(17) GS, Conference in GS, 6 Nov. 47, ibid.
(18) Courtney Whitney, Chief, GS, Military Government Participation in the Enforcement of SCAPINS 548 and 550, 24 Oct. 47; GHQ/SCAP to Commanding General, Eighth Army, APO 343, Military Government Participation in the Enforcement of SCAPINS 548 and 550, 30 Oct. 47, ibid.
(19) John Brady, PSQD in GS, First Demobilization Bureau: Ex-Lt Gen Seizo Arisue, Senichi Kamata, 10 Oct. 47, ibid.
(20) GS to G2, Requests for retention of former career Army officers in the First Demobilization Bureau, 19 July 1947; G2 to GS, 4 Sep. 47, ibid.
(21) C. A. W., G2 to GS, Request for Retention of Former Career Army Officers in the First Demobilization Bureau., 19 Sep. 47; C. A. W., G2 to GS, Request for Retention of Former Career Army Officers in the First Demobilization Bureau, 8 Oct. 47, ibid.
(22) CLO to GHQ/SCAP, Request for Temporary Retention of former Career Naval Officers in Second Demobilization Bureau, 5 Aug. 1947; John Brady, PSQD in GS, Ex-Career Military personnel in Welfare Ministry, 21 Aug. 47, ibid.
(23) N. W. Bard, Chief of Staff., Commander Naval Forces, Far East, to SCAP, Former Career Naval Officers in the Second Demobilization Bureau—Requests for Retention of., 10 Sep. 47, ibid.

(24) John Brady, PSQD in GS, First Demobilization Bureau: Ex-Lt Gen Seizo Arisue, Senichi Kamata, 10 Oct. 47, ibid.

(25) John H. Brady, PSQD, Ex-regular Army and Navy officers commissioned under the Military or Naval Scholarship System—Status under SCAPIN 550, 17 Oct. 47; Career Military Officers in Ministry of Finance, 20 Oct. 47, ibid. なおこれら報告にはケーディスによる×印があり、彼自身はこのような将校の保持という事態に不満であったことを暗示している。

(26) Jack P. Napier, Chief in PSQD, Conference with Chief, Operation Branch, CIS, 21 Oct. 47; PSQD, Conference between Lt Col Homan, CIS and Major Napier, GS, regarding furnishing GS with information from CIS files., 31 Oct. 47, ibid.

(27) 拙著『公職追放——三大政治パージの研究』第三章参照。

(28) 〈Secret Priority〉 General MacARTHUR to Department of the Army (Personal for Undersecretary Draper), 22 Dec. 47, ibid.

2 ケナンと国務省・政策企画室（ＰＰＳ）

一方ワシントンでは、一九四七年五月初旬、「X論文」の執筆者として知られるケナンが新設された国務省政策企画室（ＰＰＳ）の室長に就任した。国務長官マーシャル（George Marshall）が統合参謀本部に匹敵する組織としてこのＰＰＳを設け、当時四二歳にすぎないケナンを室長に抜擢したのである。ただしＰＰＳはわずか五、六名の室員を擁していたにすぎず、しかも五月中はマーシャル・プランの立案に全力を集中していた。したがって、彼らが対日講和問題に関心を向けるのは、同プランの立案作業完了後の夏からであった。(1)

この間マッカーサーが提唱した早期対日講和は、国務省でも極東局の検討へと委ねられ、極東局長代理ペンフィールド（James K. Penfield）、北東アジア課長ボートン（Hugh Borton）ら計六名による作業班が検討を開始

した。そして八月五日にまとめられた草案は、厳しい賠償を要求し、日本の基地化および日本の再軍備に反対し、講和後二五年間にわたって非軍事化の監視を続け、非軍事化の成果を見守る極東委員会一一か国の大使会議を組織し、非軍事化政策の違反を摘発する監視委員会を大使会議の下に置くといった対日厳罰方針を示していた。この条約案は直ちに関係各部局の検討に委ねられた。(2)

ＰＰＳでも八月七日、デービス（John P. Davies, Jr.）によりこの草案の内容が詳細に報告され、一一日、彼はケナンに「対日平和条約案」と題する秘密文書を提出して、この条約案を次のように厳しく批判した。(3)

「アメリカ政府により提案される対日講和は、日本および太平洋地域におけるアメリカの目的を促進すべきであろう。この問題に関するアメリカの主要な目的は、日本の安定化であり、日本を太平洋経済へと組み入れることである。そしてアメリカに対して友好的で、必要とあらばいつでもアメリカの信頼できる同盟国へと実現することである」。ところが彼らの草案は、われわれの主要目的の促進を保障するどころか、「むしろソ連を含む国際的監視を継続し、その下で徹底的な武装解除と民主化を行うことに関心を奪われてしまっているように思われる」。しかし日本の非軍事化はもはや重要な問題ではない。日本が将来再び軍事大国化することはありえないからである。民主化についても、ソ連が国際監視機構に参加することが民主化の進展に寄与するかどうか疑わしい。むしろソ連は日本に全体主義をもたらそうと画策し、日本を分裂させようとする可能性が強い。したがって、「条約案は極東局との会議で十分討議されるべきであり、日本と太平洋におけるアメリカの根本的目的との調和を図るとの基本問題として扱われるよう勧告する」。

これを認めたケナンは、翌一二日、国務次官ロベット（Robert A. Lovett）へ覚書を送付した。その中で彼は、対日平和条約草案はわれわれの目標に対して現実的ではなく、「きわめて危険である」、われわれはこの問題が体系的に議論され、アメリカの目的が高度のレベルで合意が得られて、平和条約草案がそれらの目的と合致するま

では、この討議の開催をできるだけ延期すべきである、と主張したのである。(4)

ＰＰＳの見解に動かされたロベットは、八月五日の条約草案に「まったく不適切」とコメントを付け、極東局へ差し戻した。ＰＰＳのみならず軍部もこの内容に強い不満を示した。ただし軍部の講和問題についての基本的立場は、条約内容への批判にあったというよりも、まだ対日講和問題を取り上げる時期が到来していないという「早期講和」への懐疑論によって支配されていた。日本本土に保有する軍事基地を手放す意向はペンタゴンにはなかったのである。(5)

さてロベットの指示を得たＰＰＳは、八月二〇日の会議で、講和問題をデービスが、また日本の非軍事化に関する問題をストウクス（Issac N. P. Stokes）が各々担当し、対日占領政策を検討することを決定した。(6) そして二五日に提出された極秘報告「日本の平和に関する解決」では、日本に対するアメリカの目標として、①政治的に、日本国内を安定化・親米化させ、外交上対米協調路線を取らせる、②経済的に、アジアの非共産地域における商工業復興の基盤を提供させ、この地域の生活水準の向上に貢献させる、③軍事的に、外部からの攻撃に対して在日米軍施設により安全を保障するよう対米依存させ、十分な警察力、沿岸警備隊により国内治安に対処させることを掲げた。また対日平和条約に関して、賠償規模の削減、非軍事化の継続、経済復興の推進、アメリカが日本の安全を保障する二国間条約の締結などを提起したほか、対日講和へのソ連不参加の事態を考慮していた。(7)

こうしたＰＰＳの対日占領政策の審議では、アメリカの対ソ関係との関連で日本をいかに評価するかが主要な関心事となった。ＰＰＳは、武装解除された日本には将来独立を保持した上で中立を堅持できる可能性はなく、ソ連の勢力圏に入って極東におけるソ連の侵略の道具になるか、あるいはアメリカが日本の安全を保障し外国の侵略から防衛するか、そのいずれかしか道はないと想定していた。この二つの可能性のうち、ＰＰＳが後者の政策を唱道したのは、日本が第一に米ソ関係で地理的かつ戦略的に重要な地位を占めており、第二にアジアで最大

の工業力と熟練した労働力を持ち、第三にアジアの中でもっとも近代的かつ多数の潜在的兵力を擁しており、第四にアジアでは国民を国家的規模で動員できる唯一の国だからであった。[8]

もう一つ、見逃せないのが、日本と中国の戦略的重要性に対する基本認識である。ケナンはアメリカにとって中国の戦略的重要性を明確に否定し、対比して日本のそれを肯定した。ケナンは中国情勢の悪化、つまり国民党政権の崩壊という事態は何らアメリカの国益を脅かさないと断言する。なぜなら中国は工業力が脆弱であり、大陸を越えた軍事強国となりえないし、それゆえ将来大国となりえないからである。しかも中国が長期にわたりソ連の影響下の止まることはありえない。それに引き替え、日本は国際政治面や極東における軍事・工業の両面でも潜在的大国であり、とすれば日本は中国と比較にならないほどアメリカにとって重要な国家である、との見解であった。[9]

以上のような基本認識をもつ一方、ケナンはＰＰＳの会議に極東局のペンフィールド、ボートン、同局長バターウォース（W. Walton Butterworth, Jr.）のほか、陸海軍の代表をも招き、主として軍事的側面から検討を加え、九月八日には二つの中間的な草案、「対日平和条約への勧告概要」および「日本の平和的解決に関するアメリカの政策」をまとめた。[10] その後もＰＰＳは内外から関係者の意見聴取を行って草案を修正し、アチソン（Dean Acheson）前国務次官の見解を得たのち、一〇月一四日、極秘文書「日本の平和的解決に関わる諸問題のＰＰＳにおける研究成果」（ＰＰＳ一〇）を国務長官と国務次官に提出した。[11] この長文の報告書こそ、のちのＮＳＣ一三文書の原型であり、またケナンらＰＰＳがパージ問題に論及した端緒でもあった。

第一項「問題解決の時期」では、平和条約に関する討議を来年一月一日まで開始すべきではなく、また六月以前に終了するような計画を立てるべきではない。第六項「日本の軍事的防衛」では、すでに日本の非軍事化に関与した以上、それに関する四か国協定の方針を放棄すべきであり、平和条約では完全な日本の非軍事化を求め、

日本の警察力保持（ただしＳＣＡＰの規定する規模）を認めるべきである。ただしこれは外部からの侵略に対する日本の防衛手段を奪うことになるため、将来米軍の日本駐留といった方法で日本の軍事的安全を維持することになろう。そして第七項「日本の政治経済的防衛」では、条約締結後に日本政治への統制ないし監視を行うべきではなく、またＳＣＡＰに対する現在の指令を経済的自立（economic independence）へと刷新すべきであり、とくにパージと集中排除政策は日本の将来の安定と経済活力の要件に反する。[12]

このようにケナンは、「日本の非軍事化・民主化」から「日本の経済復興」へと対日占領政策の重点を移行させ、「日本の改革」よりも「日本の安定化」を導くことを指向し、そのためには現在遂行されつつあるパージ政策や経済の独占禁止、賠償の取り立てといった政策を即時中止すべきであると強調した。極論すれば、日本の経済復興に対する強い関心から、日本の共産化を防禦できる政財界の指導者の追放を危惧する見解へと傾いていったといえる。つまりマッカーサー、ホイットニー、ケーディスらが、日本民主化の担い手として社会党を中心とする中道勢力に期待をかけていたのに対して、ケナンとＰＰＳは、国際冷戦の観点から、日本の保守勢力が指導力を回復することを重視したのである。[13] もちろんこうした判断は、日本通の元国務次官グルー（Joseph Grew）、元極東局長バランタイン（Joseph Ballantine）、軍部当局者、対日ロビー活動を開始していたカーンらの情報にも影響されていたであろう。[14]

ただしケナンはこの新方針がマッカーサーにより拒否されることを十分認識していた。当時の国務省は占領行政に立ち入る権限をまったく持っていなかったし、トルーマン大統領でさえ完全な権限を持っていなかった。東京の占領軍はあたかも独立状態にあり、彼らがワシントンに目を向けるとすれば、陸軍省の民事部（ＣＡＤ）程度にすぎなかった。しかもマッカーサーは、アメリカ太平洋陸軍および極東軍総司令官であると同時に連合国軍の最高司令官でもあるため、アメリカ政府の指令および連合国の国際的合意による政策両面の施行者という立場

にあり、これら二つの「帽子」をうまく使い分けていた。一方から圧力を受ければ、他方の理由で巧みに逃れるといった具合であった。このような融通性がマッカーサーの異常ともいえるワシントンへの抵抗を生み出しており、同じ占領地でもドイツと日本との相違点である、とケナンは理解していた。[15]

そこでケナンは、上記の研究成果を国務長官と国務次官に報告するに当たり、マッカーサーをこれら最重要問題に同意させることが必須条件であり、その時までこの問題に関する最終的文書を提出しない決心であり、マッカーサーを説得すべき人物を東京に派遣するよう提案したのである。[16] 現状を冷静にとらえ、現実的解決への糸口を見いだそうとするケナンの基本姿勢は、単に立案者に止まらず、施行者としての能力をも示していた。

反面、このようなケナンの「改革」よりも「安定」重視の方針を批判する見解があった。国務次官補ラドリン（Rudlin）は、一〇月六日、この方針を批判するメモを占領地域担当国務次官補ソルツマン（Charles E. Saltzman）へ送付しており、両者は二九日、対日占領の主要目的の計八項目を掲げ、その中の第六項では、SWNCC五二／七に基づいて軍国主義者の除去による日本経済体制の民主化を実現することを確認したのである。[17]

これに対して同じ二九日、国務長官はハメルザイン（Carlisle H. Humelsine）を介し、メッサール（Messrs）、ソープ（Thorp）、ソルツマン、アルマー（Armour）、ケナン、バターウォースに対して、ケナンの報告を原則的に承認すること、日本への派遣者を誰にすべきかメッサール、ロベット、アルマー、ケナンの四者間で検討するよう伝えた。[18]

実はこの時期、国務省内部では日本の経済復興を急ごうとする陸軍省の姿勢を批判する空気が濃厚であった。たとえば、一〇月九日、ソルツマンはSWNCC宛書簡で、陸軍省主導のSWNCC三八四（主題「日本の経済復興（The Economic Recovery of Japan）」）を承認できないと明言していた。その理由として、日本を自立させる緊急の必要性、またSCAPが日本の経済復興に力点を置く必要性について合意ができていないことを上げた。

彼はむしろ七月二日に国務省が提出したＳＷＮＣＣ三八一（主題「日本経済の復活（Revival of the Japanese Economy）」）の方針の妥当性を主張し、もし陸軍省がこの包括的経済復興計画を不完全と考えるならば、国務省は変更を加える用意がある旨を申し出た。要するに、国務省は陸軍省の急進路線を否定し、緩やかな経済復興路線を指向していた。[19]

ところが今回、マーシャルとロベットの国務省首脳が陸軍省の線に近いケナンの提言を承認したため、ソルツマンとしては陸軍省側に譲歩せざるをえなくなった。しかも後述のとおり、帰国したドレイパーの日本現状報告がペンタゴン首脳の間に決定的ともいえる影響を及ぼし、日本を早急に経済復興させる急進路線が一段と強まった。そこで一一月一二日、ソルツマンはドレイパーへ送った書簡で、国務省は一〇月二九日付のドレイパーによるＳＷＮＣＣ三八四の修正文書を注意深く検討した結果、「アメリカ政府が日本の経済復興を加速させるとの希望を抱いている旨、ＳＣＡＰ、アメリカ国民、極東委員会（ＦＥＣ）に知らしめる」との陸軍省の所信に全面的に賛成すること、同時に、日本の貿易および工業生産をより積極的に進める方向へ転換するとの所信の表明にも同意することを伝えた。またソルツマンは、ＦＥＣがすでに日本経済の復興に比重を置くことを明確化する決定を下していること、ＦＥＣの関係諸国が、日本および極東諸国にとって経済復興へと踏み出す必要性を認める判断を下していることも付言したのである。[20]

こうして国務・陸軍両省が日本の経済復興を推進するとの基本線で合意したため、アメリカ政府はＦＥＣ代表のマッコイ（Frank R. McCoy）少将に「極東経済再建における日本経済復興の役割に関する提案」を行わせた（ただし実際の提案は翌年一月二二日までずれ込む）。その提案の骨子とは、「ＳＣＡＰによる日本の非軍事化のための効果的措置により、日本の戦争能力は破壊された。しかもＳＣＡＰは日本社会から軍国主義・超国家主義の有力分子を責任ある地位から駆逐した。そこでＦＥＣは、アメリカ政府、ＳＣＡＰ、ＦＥＣ構成国が個別的ないし

全体的に、日本と極東地域の早急かつ健全な経済再建のための積極的手段を取るべきことを決定する」というものであった。[21]

以上のとおり、国務省に続いてＦＥＣ米代表部も、一一月段階で陸軍省の急進路線へと傾斜していった。一二月一七日、新設されて間もない国家安全保障会議（ＮＳＣ）は、「日本における経済政策」をめぐる活発な議論の末、適切な人物を日本に派遣し、経済政策の検討に当たらせる旨を大統領に伝えることで合意した。[22] そして翌一九四八年一月六日、先のＮＳＣ会議で日本経済の現状に不満を表明していた陸軍長官ロイヤル（Kenneth C. Royall）は、サンフランシスコでの演説で、「われわれは、日本に安定した強力な自主的民主主義を確立して自立させると同時に、それによって将来極東に起こる恐れのある次の全体主義戦争を阻止することに役立たせようとしている」と語り、「日本の占領政策について日本を広範に非軍事化しようとする当初の方針と自立国家を建設しようとする新しい方針との間に矛盾する領域が不可避的に起こってきた」と認めた。[23] アメリカ政府首脳としては初めて、対日占領政策の転換を表明したわけである。

さて対日占領政策の基本枠が大幅に改定されるとなれば、個々の政策も基本枠に沿って修正されなければならない。当然ながら、パージ政策もその対象となった。すでに極東局内部でパージ政策の見直しが検討されており、一月二日、その原案が占領地域経済課のウィットマン（Whitman）からソルツマンへ送付され、[24] 改めて一六日、バターウォースからソルツマン宛に機密文書「日本のパージ規定の修正」が送られた。[25] これはかなり長文にわたり、公職追放の現状を批判的に論じ、「追放政策の終結」を提起している点できわめて重要な文書であった。その要旨は以下のとおりである。

一、私は日本での追放が長期に及んでいることに度々不安を感じる。またその徹底した追放が日本経済の復興と政治的

安定に悪影響を与えている、との報告に不安を感じる。降伏後二年以上を経過した今日でさえ、多くの日本人が「軍国主義・侵略主義の積極分子」という理由で毎週追放されており、しかも追放者への解除方法や復帰方法がまだ確立されていない。しかし彼らは平和指向的であり、日本の発展や経済復興に貢献するはずである。

二、対日指令には、「軍国主義・侵略主義の積極分子」は「産業、金融、商業、農業分野で重要かつ影響力ある地位」から追放されるとの規定がある。しかしながら彼らが軍国主義体制を積極的に支持したか否か、軍事体制に反対して辞職しなかったか否かなどとは無関係に追放は実施されている。

三、その結果、軍国主義的政策を支持しなかった日本人が責任ある地位から排除されており、その中には企業の技術専門家や熟練した官吏も多く含まれている。SCAP編纂の報告書『占領二年後』[26]によれば、一九四六年一月から翌四七年七月までの期間に、二七四八名が公的地位から除去ないし排除され、経済界と言論界では審査を逃れて二万名が事前に辞職しており、旧陸海軍将校と占領期に辞職していた官僚計一八万三千名が自動的に除去ないし排除された。ただしこれらの数字は、国務省極東調査課によれば、実際より小さいという。経済パージだけでも二千名を超えるといわれているし、この報告書は政治パージや言論パージには触れていない。しかも日本政府は四七年一二月一〇日の時点で、四七五二名が中央公職適否審査委員会により追放され、二二一三名が地方委員会により追放されたと報道している。

四、パージ計画の根底には、日本の旧指導者すべてに一定の過失があり、したがって彼らは除去され、新たな見識を備えた新指導体制に代替されなければならないとの論理があった。それは原則的に正しいが、反面この論理が長期に実施されると、現在および将来にきわめて不利な状況を招来しよう。すなわち、a日本で新指導者が旧指導者に代替するかどうか疑わしい。b戦前に親米的で反共的であった日本人が政府、経済界、教育界、言論界の要職から排除されれば、彼らは必ずわれわれの占領政策やアメリカに悪意を抱くようになり、味方になるどころか敵に回してしまう。cその極端な例がパージである。パージは一九四五年一〇月四日にGHQが発した「自由権利の指令」および新憲法の市民権の趣旨に依拠しているようであるが、戦時中に国家に忠誠を尽くした日本人に対して追放という有罪を課す

ことは、われわれが日本人に賦与しようとしている公明正大さや個人の権利の尊重といった価値の最善例とはならない。

五、財閥調査団長のエドワード（Corwin Edwards）は、二か月前、経済パージが徹底すぎて経済回復に害を及ぼすほどになっていると言明した。この経済パージは、ＥＳＳではなく、ＧＳがパージ計画の一環として遂行したものである。

六、対日平和条約に関する作業部会がパージ問題を検討した結果、上記と同じ理由でパージは条約調印とともに終了すべきであり（ただし約六〇名の旧財閥の親族を除いて）、万一日本政府が自己の意志で決定できない場合、追放者は無条件で解除されるべきであるとの結論に達した。しかし大使協議会（The Council of Ambassadors）は追放に関する若干の権利を有している。この点を考慮し、また近い将来に平和会議が開かれ、同様の方針が規定されることを前提に、国務省内でパージ計画の見直しが早急に行われるよう助言したい。パージがあまりにも行き過ぎたと判断されるならば、パージを緩和する手段が直ちに検討されるべきである。仮にパージを平和条約とともに終結させるとしても、条約調印まで現在の方法でパージを継続させることは明らかに望ましくない。

七、もし現在のパージ規定の緩和を決定するならば、その終結までに一定の段階がある。それは以前ＳＣＡＰに与えた命令を否定せずに、好結果をもたらすような方法でなければならない。すなわち、第一の方法は、ＳＣＡＰないし日本政府が「訴願手続き」を確立することである。その場合、除去されるべき地位に就いていたとされる追放者の個々の事例が再審査される状況にあることが必要である。そして追放該当者が「軍国的愛国主義や侵略主義の積極分子」でないことを証明できるならば、追放状態から解放されるべきである。第二の方法は、政界、経済界、言論界で比較的無害の地位（地方の大政翼賛会支部長や「日本の侵略に関与した金融および開発会社」の職員など）でパージとなった者の全カテゴリーを再任できるようにすることである。第三の方法は、排除の対象となる重要な地位そのものの数を減らすことである。最後に、日本の公的ないし経済的に有益な役割を果たしうる特別の能力者であり、しかも非難されるに値しない追放者であれば、ＳＣＡＰないし日本政府の主導の下に、再審査できるようにすることである。

八、日本の経済回復に多大な関心をもつ陸軍省は、パージが日本の経済回復を妨げてきたし妨げようとしているとの調査結果を示すならば、上記のようなパージの修正提案を支持するであろう。

九、したがって、私は……パージがあまりにも行き過ぎであり、パージの修正が望ましいとする問題を検討するため、国務省内に小委員会を設けることを提案する。もし小委員会がパージの修正を望ましいと結論するならば、国務・陸軍・海軍・空軍四省調整委員会（SANACC）へ提言するのがよいと考える。なお占領地域経済課は上記の提案に同意している。

以上のとおり、バターウォースはパージが明らかに当初の指令よりも行き過ぎており、SCAP並びにGSがパージ、とりわけ経済パージを独自に進展させたと論難し、その緩和どころかその終結に向けて具体策を提示した。そして、直ちに国務省内にパージに関する小委員会を設置し、これら提案の承認を経た上でさらにSANACCへと持ち上げ、ワシントンの最高決定にまで至らしめるようソルツマンに進言したのである。そしてソルツマンは、一月二二日、「日本のパージ計画を好ましい方向へと修正するための検討部会を省内に設置する」とのバターウォースの勧告に同意すると回答し、経済改革やその他の問題を調査させるために一体誰を日本に派遣すべきかと問い質した。[27] この時点で、国務省はパージ政策の転換へと第一歩を踏み出したわけである。

こうして国務省は、ケナンの主張通り、パージ政策を修正する方向へ動き始めると同時に、ケナンを東京に派遣してマッカーサーを説得する役回りを決定した。このような事態の進展に、ケナンは一段と自信を深めたであろう。ケナンは政府上層部が自己の提案へ傾斜していくのを確認するかのように、二月二四日、「現状の〈国際情勢の〉趨勢」と題する報告を作成した。これは前年の一一月一五日にマーシャルに提出した「世界情勢のレジメ」を発展させたものであり、封じ込め政策を全世界的な規模で検討した上で、日本を明確にアメリカの世界政

策の中に位置づけていた。[28] そして三月の東京訪問とマッカーサーとの会見により、ケナンの対日政策はさらに磨きがかかるのである。

（1） 第一回会議（五月五日）ではケナン、ジョンソン（Johnson）、サベッジ（Savage）の三名、第二回にはボーンスティール（Bonesteel）ラインシュタイン（Reinstein）を加えた五名、第四回にはアダムズ（Adams）を加えた六名となり、七月までほぼこの構成で推移する。日本関係を担当するデービス（Davis）が、ＰＰＳの定席を占めるのは第三六回会議（七月二八日）以降である。――PPS First Meeting to Eleventh Meeting Thirty-Sixth Meeting and Thirty-Ninth Meeting in Records of the PPS, NND-760154.

（2） 前掲書『対日講和と冷戦――戦後日米関係の形成』七二頁。前掲書『戦後日本政治史Ⅱ』六一三頁。Foreign Relations of the United States（以下 FRUS と略す）, 1947, VI, pp. 459-460. George F. Kennan, *Memoirs 1925-1950*, Boston, 1967, p. 328.

（3） 〈SECRET〉PPS Thirty-Ninth Meeting in Records of the PPS, ibid; 〈SECRET〉Memo by Mr. John P. Davies, Jr., of the Policy Planning Staff to the Director of the Staff (Kennan), [Washington] August 11, 1947, FRUS, 1947, VI, pp. 485-486.

（4） Memo by the Director of the Policy Planing Staff (Kennan) to the Under Secretary of State (Lovett), August 12, 1947, ibid, pp. 486-487.

（5） FRUS 1947, VI, p. 486 note 21. 細谷千博著『サンフランシスコ講和への道』（中央公論社　一九八四年刊）三九頁。

（6） 〈SECRET〉PPS Forty-Second Meeting, Aug. 18, 1947; 〈SECRET〉PPS Forty-Fourth Meeting in Records of the PPS, ibid.

（7） 〈TOP SECRET〉PPS Forty-Eighth Meeting in Records of the PPS, the atached paper regarding the peace settlement with Japan, ibid.

（8） 前掲書『対日講和と冷戦』八七―八八頁参照。

(9) George F. Kennan, *Memoirs, 1925-1950*, pp. 373-374.

(10) 〈SECRET〉 PPS Forty-Ninth Meeting, Aug. 1947 through Fifty-Sixth Meeting, Sep. 1947 in Records of the PPS, ibid.

(11) 〈SECRET〉 PPS Fifty-Seventh Meeting, Sep. 9, 1947 through Sixty-Fifth Meeting, Sep. 22, 1947. Sixty-Nineth Meeting, Sep. 30, 1947. Seventy-Second Meeting, Oct. 10, 1947 through Seventy-Fourth Meeting, Oct. 14, 1947 in Records of the PPS.; 〈TOP SECRET〉 [Annex] Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan), October 14, 1947, FRUS 1947 VI, pp. 537-543.

(12) 前掲書『対日講和と冷戦』八九―九〇頁参照。

(13) 〈TOP SECRET〉 Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan), [Washington] October 14, 1947, ibid, pp. 536-537.

(14) 前掲書『占領1945～1952』一七五頁参照。

(15) George F. Kennan, *Memoirs, 1925-1950*, pp. 369-370.

(16) 〈TOP SECRET〉 Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan), [Washington] October 14, 1947, ibid, p. 537.

(17) 〈TOP SECRET〉 Rudlin to Saltzman, United States Policy in Japan, October 6, 1947, ibid., NND-760050; Saltzman, W. A. Rudlin, Chief Aims of the Occupation of Japan as Contained in Basic Policy Directives, October 29 1947, ibid.

(18) 〈TOP SECRET〉 Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan), [Washington] October 14, 1947 の注 FRUS, p. 537. またくメルザイハは同日′アルマーくのメモで′自分がケナハにこの任務を引き受けるよう説得する旨示唆した。

(19) The State Member of the State-War-Navy Coordinating Committee (Saltzman) to the Committee, Washington, October 9, 1947, ibid, pp. 302-304.

(20) 〈SECRET〉 The Assistant Secretary of State for Occupied Areas (Saltzman) to the Under Secretary of the Army (Draper), Washington, November 12, 1947, ibid., pp. 313-314.

(21) 同文書のEnclosure: Proposed Statement by General McCoy to the Far Eastern Commission on the Role of Japan's Economic Recovery in Far Eastern Economic Reconstruction, ibid., pp. 314-317.
(22) Minutes of the 4th Meeting of the NSC, December 17, 1947, pp. 4-5.
(23) 大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第一巻（三一書房　一九九一年刊）一九三―一九七頁参照。
(24) Whitman to Saltzman, Attached Memorandum concerning the Purge in Japan, January 2 1948. NND-760050.
(25) 〈SECRET〉Memorandum by the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butterworth) to the Assistant Secretary of State for Occupied Areas (Saltzman), January 16, 1948, ibid., and FRUS 1948 VI, pp. 649-653.
(26) Public Information Office, GHQ, TWO YEARS OF OCCUPATION, August 1947, NND-760050.
(27) 〈SECRET〉Saltzman to Butterworth, Modification of Purge Restrictions in Japan, January 22 1948, ibid. 同文書の注　ibid., p. 653.
(28) 前掲書『対日講和と冷戦』九一頁参照。

3　ドレイパーと陸軍省・民事部（CAD）

ドレイパーは、一九四七年八月三〇日、国防総省の新設とそれに伴う人事刷新により陸軍次官に任命された。ドイツにおけるアメリカの占領政策を経済分野で遂行した実績が買われたのである。また海軍長官から新国防長官へ転任したフォレスタル（James V. Forrestal）とは、かつて投資会社ディロン・リード社の重役同士の間柄であり、その彼の説得で、ドレイパーは四九年三月一日まで現職に留まることとなる。この一年半の任期中に、彼は対日占領方針を全面的に経済的自立化へと転換させ、パージ終結への推進役を果たすのである。(1)

さて陸軍次官就任からわずか二週間後、ドレイパーは日本に向けて出発した。出発直前、ドレイパーはソルツ

マン国務次官補と会談し、フランク（Frank）国務次官補の「最高司令官総司令部の組織改編の必要性」と題する九月五日付の重要文書を受け取った。[2] ソルツマンの語った内容とフランク文書の内容は、八月二九日にソルツマン自身がロベット次官へ送った報告とほとんど同じであった。[3] その概要とは、今や日本の経済状態は極度に悪化しており、この状態は何らかの決定的かつ効果的手段を講じない限り改善されない。ところが東京のＳＣＡＰ組織では、戦時の伝統的な総司令部体制が継続しているため、経済スタッフが軍事組織に重圧されて思うように実力を発揮できない状況にあり、しかも総司令部内の民間人専門家が少なく、その質が低いため、とてもそのような改善は期待できない。そこで国務省は陸軍省が直ちに行動を起こし、総司令部の軍事的機能から行政的機能を切り離して、組織の改編に着手することと、すでに陸軍省に提出している日本経済の復活に関する国務省文書（ＳＷＮＣＣ三八一）を了解するよう要請していた。

ドレイパーは、このような国務省からの問題提起を胸に秘めながら、東京に到着後、マッカーサー、片山首相など政府閣僚、国会議員とも相次いで会談すると同時に、日本の経済状況を視察した。その結果、国務省の報告通り、日本の経済財政機構は崩壊しつつあり、現在の経済状態がいかにアメリカの諸目的達成を脅かしているかを深く認識せざるをえなかった。そしてストライク（Clifford S. Strike）が主宰する海外調査相談所の調査結果を支持した。つまり、日本から一一〇〇もの工場を賠償に取り立てて平時産業の約三割を奪うとのポーレー賠償案は、日本の経済的自立を不可能とし、アメリカの対日援助を破綻させるとの厳しい批判に同意し、ＦＥＣが承認するポーレー賠償案を破棄すべきであるとの主張を全面的に肯定したのである。[4] その一方でドレイパーは、国務省が陸軍省に承認を迫っていたＳＷＮＣＣ三八一文書「日本経済の復活」（Revival of the Japanese Economy）について、滞日中に疑問を抱いた。七月二二日付の同文書の結論部は、次のような政策提言を明らかにしていた。[5]

a　日本が自立する以前では、日本の輸入を増大させ、日本の国内資源とともにこれら輸入の効果的利用に努め、ほぼ一九五〇年までに日本を自立させる。

b　日本が自立した以後は、対外貿易と金融面に被害を及ぼさない範囲内で占領費の支払いを実行せしめ、日本の生産力の中から最小限の賠償支払いのための計画を立案させる。ただしそれはアメリカの利益を脅かさないことと、賠償関係諸国により強く主張された場合である。

c　日本が自立する前後では、上記のような計画の実行を妨げるような日本の工業力の制限ないし破壊に関して、連合国の間で何らの決定が行われないことである。

この政策は極東の関係諸国の協力のもとにアメリカによって遂行されるべきである。なぜなら、この政策はアメリカの財政上の利益を守るためばかりでなく、日本占領の目的ならびに極東全域の経済回復にも関連するからである。

ここで示された政策提言は、去る四月のアチソン国務次官の演説、すなわち、ドイツと日本をそれぞれヨーロッパとアジアにおける「工場」とするために、アメリカが単独で再建に着手する用意があるとの見解を反映しており、国務省主導下で作成されていたが、依然ポツダム精神の残余が見られた。ポーレー案ほど対日厳罰主義ではなかったものの、日本からの賠償取り立てや占領費の支払い義務を既定方針と認めていたし、輸入増大による日本の自立化を肯定しながらも、日本経済の回復ならびに極東全体の経済発展のためのマーシャル・プランを用意していなかった。

ドレイパーがこの矛盾に気づいたというよりも、ドイツでの占領政策の実務者として、このSWNCC三八一の経済的効果に疑問を持ったのである。彼にとっては、財政支出（コスト）に匹敵する経済的効果こそが一義的問題であって、この観点からすれば、三八一文書が描く一九五〇年の経済的自立化は疑問であり、アメリカの国

民世論から税負担の不満が生じる可能性があった。つまり、ドレイパーは他の陸軍省幹部、とりわけ将官クラスの軍政家達のように、日本の軍事基地の効用とか戦略的地位を最重要視したのではなく、一経済専門家の冷徹な目を通じて、このＳＷＮＣＣ三八一の実施に不安材料を見い出したのである。冷戦が極東方面まで拡大してくるにつれ、日本の安全保障問題は経済復興問題と不可避的に結びついていくが、それは一九四八年夏頃からであり、この時点ではまだアジアの危機は唱道されていなかった。また懸案の対日講和問題にしても、ワシントンではその早期解決への疑問が高まっていたから、占領継続を前提に経済問題に対処する必要性が強まっていた。

そうした折、本省から「カウフマン報告の真偽を調査せよ」との指令が彼のもとに届けられた。『カウフマン報告』とは、日本の民間貿易が再開されるに当たり、対日投資の環境を調査するために第二次ストライク調査団の一員として日本を訪れた弁護士カウフマン（James L. Kauffman）が、帰国後の九月、非公式にトルーマン政権の首脳陣や議会筋、ビジネス、ジャーナリズムに配布したものであり、その直接の結論は、日本への投資が現状では不適切であるということにあった。ところが彼はその理由として、経済力の集中を禁止し企業活動に制限を加える極東委員会のＦＥＣ二三〇文書[6]を取り上げ、それと併せて従来の対日占領政策の問題点を扇情的な言葉で批判した。つまり、カウフマンは日本の非軍事化にはイデオロギー上の改革が伴っていたとして、対日経済政策を共産主義とまでいわないものの、「社会主義的な理想」に近接するものと決めつけた。次いで農地改革、労働改革、公職追放等の諸政策にも社会主義化への意図があると指摘した。このうち公職追放は経済復興との関係でも論じられ、「公職追放によって政府や企業から経験豊かで有能な人材が奪われている」と糾弾した[7]。なお前述したＰＰＳの一〇月四日の報告は、日本の経済情勢を分析する上で、このカウフマン報告を参考にしていたという[8]。

このようなカウフマン報告の衝撃的な内容に、陸軍省の高官が対日占領政策に強い関心を抱くに至り、滞日中

のドレイパーへの指示となったわけである。ドレイパーは一〇月に帰国すると、フォレスタルとロイヤルに会い、カウフマン報告が概ね正しいことを伝えた。FEC二三〇は、財閥解体と集中排除によって日本経済の制度面の変革を意図するだけでなく、広範な「経済パージ」を併用して、人事面からの再編成をも達成することを企図していた。企業規模が過大である、というだけの理由で解体されるべきであるとした集中排除の理念に見合うためには、該当する企業幹部の追放と資産処分は当然とされたのである。(9) このようなFEC二三〇を、日本の実業家こそ経済復興計画成功の鍵を握っていると確信するドレイパーは、経済復興を不可能とするに等しい危険な政策と断定した。とすれば、FEC二三〇の早期廃棄を目指して、直ちに行動を開始すべきであった。もちろんその延長線上に「経済パージ」の終結があり、ひいてはパージ全体の終結が必要条件と想定されたのである。

そこでドレイパーは、第一に、一〇月三日付の「日本の経済復興（The Economic Recovery of Japan）」と題する短い文書を起草させた。これがSWNCC三八四であり、その要点は、「二年間の占領第一段階でアメリカの目標が達成されたため、日本の再編という第二段階へと前進しなければならないが、そのためには日本経済の自立化無しでは困難であろう。ただしその諸条件が整うまで、極東地域の経済は疲弊した状態に置かれ、日本は一層アメリカの供給を仰ぐことになる。そこで日本の経済回復を早めるために直ちに手段を講じなければならない。賠償に関して早急に決定が下されねばならない。この目的のため、アメリカ政府がマッカーサーに対して指令を発出することをSWNCCで検討するよう勧告する」というものであった。(10)

しかし前節で論じたとおり、国務省ではソルツマンが一〇月九日にSWNCC三八四への反対を表明し、ウィットマン占領地域経済課長もその早急な経済復興方針を拒否するよう求めるなど、陸軍省側の急進路線に抵抗する態度を示した。国務省内で例外的にドレイパーの見解を概ね支持したのは、PPSのケナン達だけであった。(11) 改めてドレイパーは、国務省にSWNCC三八四の経済復興声明を支持するよう求めると、国務省側は一〇月二

三日のＳＡＮＡＣＣの会合で、ＳＷＮＣＣ三八四を取り下げ、「力点の移行」という衝撃的な表現も避け、経済復興を最優先することについて新たな一節をＳＷＮＣＣ三八一に追加するという妥協案を提示した。しかし陸軍省代表は拒否した。(12)

このような国務・陸軍両省の対立の中で、同月二九日、マーシャルがケナンの提出した一四日付のＰＰＳ一〇文書を原則的に承認したことは、国務省の陸軍省に対する譲歩を意味した。またドレイパーも国務省の要望を容れて、ＳＷＮＣＣ三八四を一部修正した。そこでソルツマンは、一一月一二日、修正されたＳＷＮＣＣ三八四に全面的に同意する旨をドレイパーへ伝えたのである。こうしてＳＡＮＡＣＣは一七日、「政策事項に関するＳＣＡＰの権限行使」と題する文書を採択した。その冒頭で、モスクワ協定はＦＥＣの指令無しに、「アメリカの中間指令によりＳＣＡＰが必要とする政策実施の権限を与えられている」ことを承認していると論じ、ＪＣＳが軍事的観点からＳＣＡＰに対して何ら問題なく指令を伝達できる、と明言していた。(13)

しかし二〇日、マッカーサーからＦＥＣ主導の経済計画を無視するような措置への強い反対があった。(14)そのため、ソルツマンがＦＥＣを重視する文面へと修正し、一二月一九日、ドレイパーが占領地域担当国務次官補代理ワイズナー（Frank G. Wisner）に対して修正内容に同意する旨伝えた結果、二二日、ＳＡＮＡＣＣ三八四／一文書が承認されて決着した。(15)ここにドレイパーはようやく一つの難問を解決する糸口を見い出したのである。

第二にドレイパーは、フォレスタル、ロイヤルとともに、経済力集中排除法案（いわゆる集排法）の国会通過を阻止し、マッカーサーの行動を制限しようとした。つまり、ＦＥＣ二三〇の骨抜きを図ったわけである。しかしドレイパーがＧＨＱに対して、国会での審議を遅らせるよう打電すると、一〇月二四日、マッカーサーはワシントンの政策文書を各所に引用しながら痛烈に反論し、集排法は早期に成立させるべきである、と主張する電報を送ってきた。そもそもＦＥＣ二三〇はＳＷＮＣＣの手で起草されたものであるから、マッカーサーの方が理屈

が通っていた。[16]

マッカーサーの挑戦に衝撃を受けたフォレスタルは、率先して対日政策をトルーマン政権の最優先事項とした。つまり彼は、ケナンと同様、日本を極東における反ソ封じ込めの拠点と考えるに至り、[17]一一月一日のロイヤル宛覚書で、日本経済再建のための新しい総合政策を作成するよう求めた。この頃から、ドレイパーは反マッカーサーの論調を強める『ニューズウィーク』（以下NWと略す）誌のカーンと協力関係を築き始めたと思われる。ドレイパーはこの際、カーンを通じてFEC二三〇のマイナス面を一般世論や連邦議会に訴え、陸軍省がFEC二三〇に強く反対していることをマッカーサーに印象づけ、集排法案の国会審議を遅らせようと考えた。一二月一日付のNW誌がカウフマン報告とFEC二三〇の要約を掲載するや、案の定、議会で一挙に論争が起こり、その責任を追及する動きが高まった。[18]

ところがこうした外圧と論争の拡大は、マッカーサーの態度をかえって硬化させ、一二月九日深夜、GHQは「経済力集中排除法」の冒頭に「過度」を付す程度のワシントンへの譲歩を示した上で参議院を通過させた（同月一八日施行）。これはドレイパー側の敗北に等しかった。しかしのちに彼らはその修正に努め、ある程度成功する。[19]

第三にドレイパーは、上記の問題と関連して、財閥解体の阻止や賠償取り立ての中止、またストライク報告に沿った貿易の促進や食糧事情の改善などをGHQに働きかけた。[20]その結果、一一月までにGHQのESS局長マーカット（William F. Marquat）准将との直接の交信が可能となった。[21]ドレイパーからすれば、いわばマッカーサーの牙城に橋ほ塔を確保したに等しかった。

しかし依然として陸軍省と国務省との主張には溝があった。ドレイパーは頻繁に国務省との折衝に臨んだものの、平行線を辿った。[22]一二月一七日に開催されたNSC第四回会議は、国防総省側と国務省側との意見が以下の

ように交錯することになった。[23] ロイヤルは「議会がFEC二三〇のコピーを入手しており、彼らはこの文書を公表しようとしている」と発言し、続いてフォレスタルは「私がこの文書を読んでショックを受けたとマッカーサーに伝えようと思っている」と述べ、日本へ経済専門家を派遣して調査させるか、もしくはマッカーサーと議論するため彼を帰国させるか、いずれかをわれわれは選択すべきだと主張した。これに対してロベットは、「国務・国防両省はすでに二か月にわたりこの問題を討議してきており、……行政上まとまらないのは国務・陸軍・海軍三省の責任である」と反論し、サリヴァン海軍長官の「FEC文書に頑として戦う」との発言についても、「この文書が出される以前にFECへの批判があってしかるべきだったろう」と牽制した。ロイヤルは「状況が変化したのだから、FEC二三〇が修正されつつあり、更なる修正が検討されている」と指摘し、国務・国防の両長官と大統領の承認を得て、力量ある人物を日本へ派遣したいと言明した。結局会議はロイヤルの主張を容れて終了した。

翌四八年一月初め、ドレイパーはSWNCC三八四に沿った形でアメリカの政策を公式に変更するとの声明を出す意思を固めた。そこでドレイパーとロイヤルは、一連の公式声明や新聞発表を行い、アメリカの対日占領政策の中で経済復興が最重要であること、FEC二三〇など一連の改革計画が終焉を迎えるであろうことを明らかにした。[24] さらに一月六日、ロイヤルはサンフランシスコで歴史的に重要な演説を行った。その中で、陸軍省および国務省は日本の政治的安定のために「健全な自立経済」が必要であることを認め、マッカーサーがこれらの政策を具体化するであろうこと、アメリカは永久に年々数億ドルを占領地救済のために注入できないこと、当初の非軍事化の考え方と経済的自立化という新しい目的との間に摩擦が生じていること、その摩擦は人事面に端的に現れており、有能な実業界指導者の助力無しに日本の経済復興は達成できないこと、今や占領初期以降起こった新しい情勢を考慮し、日本を自立させると同時に、今後極東に起こりうる全体主義の脅威に対処する防波堤とし

て建設する決意であることを表明した。[25]

いうまでもなく、こうした内容は彼のみならず、ドレイパーやフォレスタルなど国防総省首脳の総意であった。とくにここで注目すべきは、ロイヤルが経済パージの政策を変更させる可能性に論及した点である。もちろん政府高官として、公職追放政策の修正を公式に触れた最初の発言でもあった。実は一二月上旬から陸軍・国務両省は密かに経済パージの終結に関する協議を行っていた。九日、ドレイパーはマッカーサー宛の経済パージに関する二つの電文草案を、ワイズナーに送った。一つは、第一次追放令、第二次追放令により排除ないし除去された者の範囲と人数など六項目に及ぶ質問状の形式を取り、直ちに詳しい統計結果を陸軍省に報告するよう指示しており、もう一つは、経済パージの完了をマッカーサーが公表することの是非を問い合わせていた。これに対してワイズナーは、一二日、陸軍次官補グレイ（Gordon Gray）に返信を送り、その中でパージ政策一般、とりわけ経済パージが行き過ぎであることを認めるとともに、国務省が目下パージ計画の修正を検討中であること、ただし情報収集が重要であるため、両省合同でパージ計画を再検討すべきことを指摘した。[26]

一五日、グレイはCAD部長のノース（Daniel Noce）少将に今回の件で礼を言い、国務省がパージに関する声明でマッカーサーの見解を引用しないようである旨伝えるとともに、先のドレイパーの電文草案をさらにCAD内部で検討するよう指示した。[27] 一八日、経済課長ベイカー（William C. Baker, Jr.）大佐から、SCAP向けの二つの文書が提出された。一つは「日本のパージ計画の状態」と題する文書であり、ストライクとの討議の結果、経済パージが完了したことと、もはやパージ非該当者は今後パージ該当にはならないことを貴殿が公表するならば、日本国内の社会不安を沈静化する効果があろうし、またそうした声明を発すれば、最近制定された集排法による混乱を極小化できようと指摘し、経済パージとパージ全般を一体いつまでに完了する予定なのか等を助言するよう依頼していた。他方「パージの計画予測に関する報告」と題する文書では、先のような詳細なパージ

の実状報告をＳＣＡＰに要請すると同時に、やはり経済パージと全パージの終結予定を明示するよう迫るものであった。[28] そして直ちにこれら文書がマッカーサーへ伝達された。

マッカーサーの反応は早かった。第一節で論じたとおり、マッカーサーは二二日に回答をドレイパーに寄せ、今や各分野における公職審査が終了しつつあり、仮指定による追放審査も言論パージを除いて最終段階を迎えつつあること、パージの範囲や基準に関しては超国家主義的、秘密愛国的組織を除いてほとんど拡大がないことを指摘し、現時点でのパージ者数を提示した。これに対してドレイパーは、翌四八年一月五日のマッカーサー宛私信で、一部を除いてパージ計画すべてが終結されたこと、とくに経済パージが終結されたことを強引に確認し、次いで経済パージとの関連でＧＨＱの財閥解体方針を牽制するが、[29] これはまたマッカーサーから反撃されることになる。

一方、国務省内部では前年末からパージ政策全体の見直し作業が行われており、陸軍省ＣＡＤからポラード（Pollard）が国務省との作業部会に参画していた。その結果、一六日にバターウォース極東局長の詳細な機密文書が作成されたことは既述のとおりである。しかしその中でＧＨＱのパージ統計が不正確であることが指摘され、国務省とすれば正確を期す必要があった。そこで国務省のワイズナーから陸軍省のグレイに対し、八日、パージ結果に関するより詳細な情報を求めるマッカーサー宛書簡の発信について打診があり、陸軍省はマッカーサーの一二月二二日の電文を国務省に提示したほか、一九日、パージ統計に関する両省間の作業部会が開かれるなど、さらに検討が深められた。[30]

このように両省は日本の経済自立に関しては足並みに乱れを見せたものの、パージ政策の終結、とりわけマッカーサーに対して早急に経済パージを終了させるとの方針に関しては、ほぼ完全に歩調を揃えた。同時にそれは、ケナンが一〇月一四日に提出したＰＰＳ一〇の見解に沿うものであった。

しかし国防総省としては、国務省とのズレもさることながら、それ以上に東京のマッカーサーやＧＨＱの動向を掌握できないことが不安であった。そこで既定方針通り、しかるべき経済専門家を東京に派遣する準備が進められ、アメリカ経済界を代表する一団が編成されるが、その引率役をドレイパーが務めることになった。折しも国務省ではケナンをマッカーサーの下に送ることを決定していた。こうして舞台は東京へと移動する。

（1）前掲書『占領１９４５～１９５２』一九八―二〇〇頁、前掲書『戦後日本政治史Ⅱ』六二一―六二二頁参照。
（2）Frank to Saltzman, Need for Organizational changes in the SCAP Headquarters, September 5 1947; F. R. Munson to Charles E. Saltzman, 13 September 1947, CAD, NND-760050.
（3）〈CONFIDENTIAL〉Charles E. Saltzman to Lovette, August 29 1947, ibid.
（4）前掲書『占領１９４５～１９５２』二〇〇頁、前掲書『戦後日本政治史Ⅱ』六二二頁参照。
（5）SWNCC381: Revival of the Japanese Economy, State-War-Navy Coordinating Committee, 22 July 1947, pp. 1-2, NND-943001.
（6）ＦＥＣ二三〇は、一九四六年三月に提出されたエドワード報告を基本とし、翌四七年四月に修正ののちＳＷＮＣＣ三〇二／二として採択され、五月にアメリカ政府からＦＥＣに提出された。この文書は八千語を越える長大なもので、ＳＣＡＰに対する指令としては、他に例を見ないほど細部にわたる丹念な規定を網羅し、財閥解体と集中排除によって既存独占体の分解を進めるとともに、独禁法との組合せにより将来における復活を予防することを志向していた。――大蔵省財政史室編『昭和財政史３　アメリカの対日占領政策』（東洋経済新報社　一九七六年刊）二九三頁より。
（7）James Lee Kauffman, Report on Conditions in Japan as of September 6, 1947, September 6, 1947, pp. 17-18.――細谷正宏氏より提供。
（8）前掲書『対日講和と冷戦』九六―九七頁参照。
（9）前掲書『昭和財政史３　アメリカの対日占領政策』二九五頁参照。
（10）SWNCC384: The Economic Recovery of Japan, State-War-Navy Coordinating Committee, 3 October

1947, p. 1, NND-943001.

(11) 前掲書『占領１９４５～１９５２』二〇七頁参照。なおションバーガーはＳＷＮＣＣ三八四が「追放」に論及していると記述しているが、同文書ではそのような事実はない。

(12) 同右書二〇七―二〇八頁参照。

(13) 〈CONFIDENTIAL〉William H. Draper, Jr., Use of Executive Powers of SCAP in Connection with Policy Matters, 17 November 1947, CAD Papers, NND-760183.

(14) 〈SECRET〉Daniel Noce, Chief, CAD, Department of State, Proposed Substitution for Conclusion of SWNCC 384, "Economic Recovery of Japan", 24 November 1947, ibid.

(15) 〈SECRET〉William H. Draper, Jr. to Frank G. Wisner, 19 December 1947, CAD Papers, NND-760183; 〈SECRET〉SANACC 384/1: The Economic Recovery of Japan, Reference:SWNCC 384, State-Army-Navy-Air Force Coordinating Committee, 22 December 1947, SWNCC Papers, NND-943001.

(16) 前掲書『昭和財政史3　アメリカの対日占領政策』三〇四頁参照。

(17) Walter Millis ed., The Forrestal Diaries, New York, 1951, 31 October 1947, pp. 328-329.

(18) 前掲書『占領１９４５～１９５２』二一二―二一三頁参照。

(19) 同右書二一二頁参照。なおションバーガーはマッカーサーがワシントンの動きを自己の共和党大統領候補指名を妨害するものと見たと指摘している。

(20) Daniel Cox Fahey, Jr., Consentrations of Economic Power in Japan, 5 November 1947; 〈SECRET〉William C. Baker, Jr., SWNCC 302/2 (FEC 230), "U. S. Policy with Respect to Excessive Concentration of Economic Power in Japan.", 12 December 1947; 〈CNF.〉Geo. M. Pollard, Balanced Japanese Economy Report, 6 December 1947; 〈CONF.〉Emerson Ross, Mr. Strike's Remarks re "Balanced Japanese Economy", 8 December 1947; 〈CONF.〉SCAP Tokyo Japan to Dept of Army for CSCAD ECON, 15 December 1947, CAD Papers, NND-760183,

(21) W. F. Marquat to William H. Draper, November 10 1947; William H. Draper, Jr. to W. F. Marquat, 2 De-

cember 1947; William H. Draper to General Noce, 2 December 1947, CAD Papers, ibid.

(22) Memorandum of Conversation, by Mr. Noel Hemmendinger, of the Office of the Assistant Secretary of State (Saltzman), October 29, 1947, pp. 435-437; The Assistant Secretary of State (Saltzman) to the Under Secretary of the Army (Draper), November 13, 1947, pp. 438-439; The Under Secretary of the Army (Draper) to the Under Secretary of State (Lovett), 20 November 1947, pp. 441-442, FRUS 1947 VI. 〈RESTRICTED〉 William H. Draper, Jr. to Mr. Frank G. Wisner, 12 December 1947, CAD Papers, NND-760183.

(23) 〈TOP SECRET〉 Minutes of the 4th Meeting of the National Security Council held on December 17, 1947, pp. 4-5, NSC Papers.

(24) 前掲書『占領1945～1952』二二三―二二四頁参照。

(25) 前掲書『戦後日本防衛問題資料集』第一巻一九三―一九七頁参照。

(26) 〈SECRET〉 Frank G. Wisner to Gordon Gray, December 12, 1947; 〈SECRET〉 Draft Cable to CINCFE, December 12, 1947; 〈SECRET〉 Personal to MacArthur from Draper (Mr. Gray's proposed cable.) no date, CAD Papers, NND 760183.

(27) 〈SECRET〉 Gordon Gray to General Noce, 15 December 1947, ibid.

(28) 〈SECRET〉 William C. Baker, Jr. to Deputy Chief, CAD, Subj. : (b) Status of Purge Programs in Japan, 18 December 1947; 〈SECRET〉 Draft Cable to SCAP, Subject is Status Purge Program, Subject is Report on Purge Program including Forecasts, ibid.

(29) Personal for MacArthur from Draper, Draft of Cable, dictated by Draper, 5 January 1948; 〈SECRET〉 D. C. Fahey, Jr. to CINCFE Tokyo, 7 January 1948, ibid.

(30) 〈SECRET〉 R. L. Morgan to the Chief, CAD, 23 January 1948; 〈SECRET〉 Leonard L. Gross to the Chief, CAD, 26 January 1948; 〈SECRET〉 Daniel Noce, Purge Statistics, Including Forecasts, 29 Jan 48; 〈SECRET〉 Gordon Gray to Frank G. Wisner, 3 Feb. 1948, ibid.

4　カーンとアメリカ対日協議会（ＡＣＪ）

アメリカ政府の対日占領政策の転換において、ケナンとドレイパーの二人が深く関与したことは広く知られているが、もう一人見逃せない人物がカーン[1]である。彼はジャーナリストながら、一九四七年秋以降、ワシントンを拠点にジャパン・ロビーを指揮し、ケナンやドレイパーを含む政府要人達と巧みに連携しつつ、対日占領政策の転換に一定の役割を果たした。ただし前二者が政府高官として表舞台を飾ったのに対して、カーンは裏舞台で対日活動を展開したため、彼の行動には謎の部分も少なくないが、その輝かしい政界・財界人脈や非公式チャネルを駆使した政治的手腕は、公職追放をめぐる占領政策を論ずる上で欠かせない人物といえる。

カーンがＮＷ誌の外交問題担当編集者として日本に関心をもったのは、太平洋戦争末期のことであった。ドイツの戦後問題を介して、日本の戦後に強い興味を覚えたことがその契機であったという。彼は一九四六年春に盟友のパケナム（Compton Pakenham）を東京支局長に任命し、日本に関する記事を質量ともに増やすことを決めた。日本生まれで日本語に巧みなパケナムは、戦前から日本の保守層に太い人脈をもっており、したがって戦後のＧＨＱの占領行政に関する彼らの見解を入手できた。日本の旧指導層は、保守層を対象としたＧＨＱのパージ政策に不満であり、また日本共産党の公的活動を許す方針についても不安を感じていた。結局パケナムは、左翼的で極端な占領軍当局は日本の占領に失敗を重ねつつあると判断した。パケナムと気脈を通じるカーンは、このようなパケナムの悲観的報告に接し、ＮＷ誌に対日占領批判の論説を掲載する方針を固めていく[2]。

この頃、日本では四月の総選挙で自由党が僅差の勝利を飾ったものの、五月初旬、内閣組閣さ中の鳩山一郎総裁がパージされる事件が起こった。非軍事化・民主化の急先鋒であるＧＳの強権発動であり、露骨な政治介入でもあった。次いでＧＳは、Ｇ２らの抵抗を抑えて、マッカーサー承認の下に第二次公職追放に着手し、さらにＥＳＳの権限にも立ち入って、経済パージを自己の管轄下に置くことに成功した。ＧＳの両輪ともいうべきホイッ

トニー、ケーディスが縦横に活躍したのがこの頃であり、彼らは絶頂期にあった。ただし今回の第二次追放令に関してGSは、GHQ内部の批判を考慮して日本政府に立案させ、地方パージ、経済パージともにGSが意のままに修正したといえる。こうして一九四七年一月四日、第二次公職追放令が日本政府により公布施行された。

この時点でカーンとパケナムはパージ批判の口火を切った。一月二七日のNW誌は、「我々の間では、日本での占領政策は失敗に次ぐ失敗であった」と断定し、「最も活動的で、有能、かつ洗練されたコスモポリタン」であり、「内外の共産主義の脅威に対してアメリカとともに協力する意志をもつ日本人実業家三万人が、新しい公職追放令のもとで仕事からはずされようとしている」とGSを追及した。[3] 第一次追放について、本国のジャーナリズムはマッカーサーの占領政策をほとんど賞賛しており、したがって第二次追放令でもマッカーサーは同様の事態を予想していたであろう。ところがNW誌の批判は彼の期待を裏切ったばかりでなく、これが本国で改革への支持が崩れる最初のものとなった。[4]

続いてNW誌は、石橋湛山蔵相の追放問題を取り上げた。石橋は『東洋経済新報』社長から第一次吉田内閣の蔵相となり、ケインズ理論に依拠した積極財政を実施したが、国内ではインフレ財政と非難を浴び、また戦時補償打ち切り問題や終戦処理費問題でGHQに対し強硬に善処を申し入れたため、GHQから危険なインフレーションニスト・ナショナリストと睨まれ、さらに吉田首相との確執も生じたため、五月一七日、GSの一方的な覚書により追放に処されたのである。GSは彼の戦前における言論をパージの理由としたが、しかし『東洋経済新報』はリベラルな主張を貫いた稀有な週刊誌として知られており、政治家石橋を抹殺するための策謀に満ちた追放であった。その意味では鳩山追放に次ぐ政治パージであり、国内でも大きな反響を呼び起こした。[5]

パケナムはこの事件に注目し、早くもNW誌五月二六日号に「大臣追放の裏面」と題する記事を掲げた。この記事は一六日に石橋から直接聴取した内容を基にしており、パージが日本政府によって実施されているというの

は嘘であり、実際はＧＳが指導しかつ命令していると糾弾した上で、石橋追放の内幕、とりわけ日本側の中央公職適否審査委員会が石橋を追放「非該当」と判定したにもかかわらず、ＧＨＱ側が無理に覆して追放に処した実態を暴露した。[6] パケナムは石橋を擁護しようとしたというよりも、この事件からＧＨＱのパージ政策批判の好材料を得たというべきであろう。

もちろんマッカーサーやＧＳはこの報道に激怒した。すでに第二次追放令の実施の際にＮＷ誌から経済パージへの批判が起こっていたが、今回の報道はパージ政策の具体例を取り上げてＧＨＱを批判していたため、彼らにとって無視し難いものであった。パケナムはマッカーサーから「好ましからざる人物」と判定され、ＧＨＱから「危険分子」として尾行されたり、不在中に家宅捜索されるなどの迫害を受けることになった。[7]

ところがこの記事はアメリカ世論に反響をもたらした。サウスダコタ州の一読者が軍事委員会に属するガーニー（Chandler Gurney）上院議員に書簡を送り、戦争に反対した蔵相を追放した占領軍当局のパージに疑問を呈したのである。そこで同議員は、六月二日、ペンタゴンにこの読者への回答を要請した。[8] この件は陸軍省のＣＡＤに回覧され、六日、ＣＡＤ部長に対し、ガーニー議員から、石橋追放に関連して「なぜアメリカに友好的な日本経済界の指導者達がパージされつつあるのか」との質問状が届けられていることと、同誌の名声と情報の不足に鑑みて、米極東軍総司令官（ＣＩＮＣＦＥ）、つまりマッカーサーに照会し、詳細な情報を求める書簡を送付しつつあることが報告された。そして七月一一日、「石橋湛山の追放」と題する質問状が東京に送付されたのである。[9] ついに日本でのパージ問題が、ワシントンと東京間の問題へと発展したわけであり、それはマッカーサーの威信を傷つけ、ＧＳのパージ政策を牽制する効果をもったことは間違いなかった。

このようにＮＷ誌の記事がＧＨＱを苛立たせ、ワシントンの陸軍省にパージ政策への疑問をもたらした折、カーンは初来日した。六月の二週間に及ぶ滞在中、カーンは公職追放政策を一層嫌悪すると同時に、財閥解体計画

などによる経済的混乱に驚愕した。またカーンはGSのホイットニー局長から呼び出され、パケナムに関する怒りの長広舌を聞かされることにもなった。帰国後、彼はマッカーサーやGSなど改革志向の方針にこれまで以上に敵対的になり、以降カーンの対日ロビー活動が開始された。[10]

すでに彼の身近には退役したプラット提督がおり、彼がかつての上司フーバー元大統領をカーンに紹介した。フーバーはパターソン（Robert P. Patterson）陸軍長官（ただし七月にロイヤルと交替する）に対日経済政策に関し助言することで積極的な役割を果たしていた。フーバーはカーンとの最初の会談で、経済パージを含む日本の経済問題に対して新たな姿勢を取ることの必要性を語り、カーンを激励した。さらにカーンは、同年夏から秋にかけてカウフマンに接触した。カウフマンが八月の日本訪問後、極東委員会の極秘文書（FEC二三〇）を厳しく批判し、GHQの改革主義者による占領政策全体を痛烈に攻撃した報告書を政界へも配布して、国防総省首脳に衝撃を与えたことはすでに論じたとおりである。[11] このカウフマン報告こそが、カーンとケナンとドレイパーの接点となった。とすれば、一〇月の時点で対日占領政策転換の先導者三名が歩調を揃えたといえる。

しかもこの時期に石橋問題が再燃し、カーンを勢いづかせた。日頃石橋のGHQに対する毅然たる態度に敬服していた橋本徹馬が、やはり石橋追放に批判的なニューヨーク・タイムズ記者クレーン（Burton Crain）の協力を得て、「公職追放に伴ふ疑問」と題する意見書をマーシャル、ロイヤル、バンデンバーグ上院外交委員長三氏に送ったのである。さらに、その要旨が七月二六日の『ニューヨーク・タイムズ』紙上に掲載された。[12] また石橋自身、九月にGSのウィギンズ執筆のパージ文書を入手するや、反駁文を作成し、一〇月に中央審査委員会および訴願委員会に提出すると同時に、日本工業倶楽部で内外のジャーナリストと会見し、日本文と英文の弁駁書を配布した。席上石橋は、外国人記者からの質問に答えて、自己の追放に関してホイットニーとマッカーサーに責任があると公言したため、問題が大きくなった。[13] ケーディスのホイットニー宛メモやウィギンズのメモは、その

困惑ぶりを表している。[14]

カーンはこのような事態に素早く対応した。彼はロベット国務次官に書簡を送り、石橋追放を実例としてGHQおよびマッカーサーの占領政策を批判した。また元駐日大使のグルーや元極東局長のバランタイン、駐日米国大使館でグルーの顧問を務めたドーマン（Eugene Dooman）、さらに元国務次官キャッスル（William R. Castle）とも接触を深め、国務省とのパイプを形成していった。[15]

こうして一一月までに、カーンの周辺には緩やかな対日ロビーが形成された。カーンが国務省と陸軍省の高官達の空間を埋め、意思の疎通を図る重要な役回りを果たすようになったのである。カーンの役割は、ドレイパーの密命により、先のカウフマン報告で非難されたFEC二三〇文書の要旨をNW誌の一二月一日号に掲載することで決定化した。「一法律家の日本報告、占領政策を攻撃、現在アメリカで許容されている以上に左傾化」という見出しの記事では、「占領軍当局者は日本の非軍事化政策を実施するだけの経験や知識に乏しく、これを行う資格を欠いている」、「経済力の集中を早期に排除することが日本経済の民主化であると誤解している」と痛烈に攻撃した。また、パージが「日本の社会主義化の決定的武器（a lethal weapon）」として使用されつつあり、すでに二〇万の日本人が追放されたが、近々さらに一〇万人が追放されようと誇大に論じ、樺山愛輔の追放例に挙げてGHQ批判へ矛先を向けたのである。[16]

ドレイパーやカーンが予想したとおり、NW誌の記事は政界に波紋を投げかけた。たとえば上院外交委員会のスミス議員は、一二月三一日、ニュージャージー州の一友人から届けられた文面を添えた書簡をロベット国務次官に送り付け、この友人の疑問と不安に注釈するよう依頼した。そこで翌四八年一月一六日、ワイズナーが返信草案を作成してロベットに送るが、その六頁に及ぶ詳細なコメントでは、同誌の記事には誇張や誤解があると指摘していた。[17]

しかしマッカーサーはワシントン側の攻撃を、自らの大統領選挙出馬に対する陰謀だと見てとり、国会通過の最終段階にきていた経済力集中排除法（集排法）案の修正や延期は拒否するという強い態度に出た。またケーディスは、ジャパン・ロビーへの批判を強め、カウフマン報告の各項目に反駁した。したがってマッカーサーは、世界政治の新情勢や日本占領経費の増大、政治的安定の必要性、経済的自立といった諸点から、財閥解体など一連の改革計画の修正が必要であるとの四八年一月六日のロイヤル声明をも無視した。[18]

このようなマッカーサー側の対応は、ロイヤル、ドレイパー、フォレスタルら国防総省首脳、またカーンをも苛立たせ、改めてマッカーサーを説得する必要性を感じさせた。そこでケナンの出発に続いて、三月、ドレイパーと経済使節団が訪日することは後述のとおりである。

一方でカーンは、カウフマン、パケナムとともにFEC二三〇をめぐる争いで重要な役割を果たした結果、ワシントンにおいて対日占領政策転換の緊急性を浮き立たせた。そしてそれは政界での彼の存在を確固たるものにした。ここにカーンは、半年に及ぶ緩やかな対日ロビーを正式の団体へと発展させることを決意した。そこでカーン、カウフマン、パケナム、ドーマンの四人がアメリカ対日協議会（ACJ）の設立委員会を構成し、ACJの目的を定めた規約を起草し、当面の方針を定めた。この結果、一九四八年六月二八日、ニューヨークのハーバード・クラブにACJの設立メンバー一八人が集まり、グルーとキャッスルの二人を共同名誉議長に、カーンを設立委員会委員長に選出した。[19] こうしてカーンは念願の対日行動の拠点を確保したことにより、反マッカーサーの運動を強化し、占領政策の転換を背後から推進していくのである。

（1）カーンは一九一一年にコロラド州デンバーに生まれた。三一年ハーバード大学へ進学し、歴史と文学を学び、卒業後ニューヨークへ移り、三七年に『ニューズウィーク』に就職した。なお『ニューズウィーク』は、W・アベレル・ハリマン（商務長官など歴任）の資産と支援により、一九三七年に発刊された。

(2) 前掲書『占領１９４５～１９５２』一六七―一六八頁参照。
(3) Newsweek, January 27, 1847. ただし実際の経済パージ者は二千人程度にすぎない。
(4) 前掲書『占領１９４５～１９５２』七七頁参照。
(5) 拙著『石橋湛山　占領政策への抵抗』（草思社　一九八八年刊）参照。
(6) 石橋湛山著『湛山日記　昭和二〇―二二年』（石橋湛山記念財団　一九七四年刊）一九九頁。News Week, May 26, 1947.
(7) 松浦総三著『占領下の言論弾圧』（現代ジャーナリズム出版会　一九六三年刊）一〇〇―一〇二頁参照。前掲書『占領１９４５～１９５２』一六九頁参照。
(8) Wade Erickson to Chandler Gurney, Senator, May 27, 1947; Bob DeVany, Assistant to Chan Gurney, USS, to Brig. General Miles Reber, June 2, 1947; Dwight T. Hamersley to Honorable Chan Gurney, June 3, 1947, CAD Papers, NND-760183.
(9) R. H. Chard to the Chief, CAD, U. S. Policy—Japan, 6 June 47; A. W. Johnson to Commander-in-Chief, Far East, Subject: Purge of Tanzan Ishibashi, 11 July 1947, ibid.
(10) 前掲書『占領１９４５～１９５２』一七一頁参照。
(11) 同右書一七一―一七二頁参照。
(12) 橋本徹馬著『占領治下の闘い』（紫雲荘　一九五二年刊）三八―五〇頁。また橋本氏の筆者に対する証言。
(13) 石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集』第十三巻（東洋経済新報社　一九七〇年刊）二五二―三三二頁、前掲書『湛山日記』二三二―二三三頁、前掲書『占領秘録』二五八頁参照。Guy A. Wiggins, Subject: ISHIBASHI Tanzan, 30 April 1947, GS Purge Papers, NND-775002.
(14) Memorandum for General Whitney from Kades, 25 October 1947; Guy A. Wiggins, ISHIBASHI, Tanzan, Refutation of Memo Recommending Removal, 1 December 1947, NND-775002.
(15) ハリー・カーン「日本の戦後裏面史」『週刊文春』一九八三年八月十八日号・八月二十五日号参照。
(16) Newsweek, December 1, 1947.
(17) H. A. Smith to Robert A. Lovett, December 31, 1947; Wisner to Lovett, Subject: Attached Letter, Janu-

ary 16, 1948, State Department Papers, NND-760050.

（18） 前掲書『占領１９４５～１９５２』一七三―一七四頁参照。

（19） 同右書一七七頁参照。